

新宿区

令和5年度版

認可保育園等

申込みの手引き

令和5年度 申込みスケジュール

希望月	申込締切日	結果発表日【予定】
4月	【1次】 令和4年12月5日(月)	【1次】 令和5年2月20日(月)
	【2次】 令和5年2月3日(金)	【2次】 3月6日(月)
5月	4月5日(水)	4月14日(金)
6月	5月8日(月)	5月17日(水)
7月	6月5日(月)	6月14日(水)
8月	7月5日(水)	7月14日(金)
9月	8月7日(月)	8月17日(木)
10月	9月5日(火)	9月14日(木)
11月	10月5日(木)	10月17日(火)
12月	11月6日(月)	11月15日(水)
1月	12月5日(火)	12月15日(金)
2月	12月5日(火)	令和6年1月12日(金)
3月	3月の入園はありません	



「新宿シンちゃん」

問合せ先・申込先

新宿区子ども家庭部 保育課入園・認定係
(区役所本庁舎2階 14番窓口)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-4527(直通) FAX：03-3209-2795

目次



I はじめて申込みをする方へ P. 3

II 保育園等の基本的なこと P. 7

- 1 認可保育園等の種類
- 2 クラス分け
- 3 保育の必要性の認定

III 入園(転園)申込み P.13

- 1 申込方法
- 2 申込みスケジュール
- 3 申込みから入園までの流れ
- 4 令和5年4月入園(転園)を希望する場合
- 5 令和5年5月以降の入園(転園)を希望する場合
- 6 出産前の仮申込み(0歳児クラス、令和5年4月入園)を希望する場合
- 7 障害・疾病があるお子さんや、発達・発育に心配があるお子さんの入園を希望する場合
- 8 医療的ケアが必要なお子さんの入園を希望する場合
- 9 新宿区外在住の方で、新宿区内の保育園等への入園を希望する場合
- 10 新宿区在住の方で、新宿区外の保育園等への入園を希望する場合
- 11 申込みに必要な書類
- 12 申込みに関する注意点

IV 利用調整 P.29

- 1 利用調整とは
 - 2 基準日
 - 3 基本指数と調整指数
 - 4 利用調整の流れ
 - 5 居宅訪問型保育事業 [待機児童型]
- 基本指数表(夜間保育所を除く)
 - 利用調整指数表
 - 基本指数表(夜間保育所)

V 入園後の注意点

P.35

- 1 保育時間・休園日
- 2 休日保育
- 3 延長保育
- 4 認可保育園・認定こども園等を利用できる期間
- 5 家庭状況等に変更がある場合
- 6 保育の実施の停止(休園)となる場合
- 7 退園する場合・区外へ転出して新宿区民ではなくなる場合
- 8 教育・保育給付認定現況届による保育の必要性の確認
- 9 次年度の継続通園の希望確認
- 10 年齢上限のある地域型保育事業

VI 保育料

P.43

- 1 基本保育料の算定
 - 2 基本保育料の負担軽減制度
 - 3 基本保育料の支払い
 - 4 保育料の納入期限及び口座振替日等
- ・ 令和5年度 基本保育料表

VII Q&A

P.49

VIII 資料

P.55

- ・ 保育園・子ども園等一覧表
- ・ 認証保育所・認可外保育施設等のご案内
- ・ 幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費のご案内
- ・ 新宿区内認証保育所一覧

IX 申込書類

P.63



I はじめて申込みを する方へ

1 はじめて申込みをする方へ

「保育園を申し込みたいけれど、
何から始めればよいの??」

そんな疑問の解決をお手伝い。
申込みに必要なステップと、
詳しく説明されているページを
一緒に確認していきましょう!



STEP 1 「保育施設って何?」を知ろう!

「保育施設」にも様々な種類や機能があります。どのような保育施設があるのかを確認し、保育施設のイメージをつかみましょう。

保育施設にはどんな種類があるの?

クラス分けはどうしているの?

誰でも利用できるの?

CHECK

P.7~「保育園等の基本的なこと」

STEP 2 「通いたい保育施設」を決めよう!

保育施設のイメージがつかめたら、どこにどのような保育施設があるのかを確認して、通いたい保育施設を決めましょう。保育施設をいくつ希望するかに制限はないため、幅広く探しましょう!

家から通えそうな保育施設はどれ?

気になるあの保育園、どんなところ?

近所の子ども園、見学してみたいな!

CHECK

しんじゅく保育施設ガイド(別冊)

P.56~「保育園・子ども園等一覧表」

STEP3 「申込方法・申込時期」を知ろう！

通いたい保育施設が決まったら、いざ申込み！申込みの時期や流れ、必要書類をじっくり確認しましょう。締め切りに余裕をもって準備を！

どうやって申込みするの？

いつまでに申込みするの？

どんな書類が必要？

生まれる前に申込みできるかな？

CHECK

P.13～「入園(転園)申込み」

STEP4 「利用調整」を知ろう！

申込みをしても必ず入園できるとは限りません。どのような基準で入園者が決まるのか、その仕組みを確認しましょう。

どうやって入園者が決まるの？

利用調整って何？

指数って何？

どのくらいの就労で何点になる？

CHECK

P.29～「利用調整」

STEP5 「入園した後のこと」を知ろう！

保育施設に入園した後も、いろいろな注意点があります。事前に確認しておきましょう。

何時から何時までの利用になるの？

延長保育が必要になるかも…

仕事や家庭の状況が変わったら？

新宿区外に転居することになったら？

CHECK

P.35～「入園後の注意点」

STEP 6 「保育料」を知ろう！

保育施設の利用にあたっては、毎月保育料がかかります。
金額や決定方法などを確認しておきましょう。

保育料はどうやって決まるの？

どのくらい保育料がかかるの？

どうやって支払うの？

減額や減免の制度はある？

CHECK

P.43～「保育料」



保育施設の申込みや利用には、
必要な手続きや書類、注意事項が
いっぱい。
わからない点があれば、お気軽に
保育課入園・認定係にお問い合わせ
ください！



Ⅱ 保育園等の 基本的なこと

II 保育園等の基本的なこと

1 認可保育園等の種類

保育施設	保育の実施年齢	施設内容
認可保育園		保護者が就労等によりお子さんの保育を必要とする場合に、お子さんをお預かりし、「養護と教育」を一体的に行うことを目的とする児童福祉施設です。
認定こども園 (保育園機能)	0～5歳児 クラス ※1	小学校就学までのお子さんの成長と発達を見据えて、一貫した保育・教育を行っていくことを目的とした、保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。 保育園機能では、認可保育園と同様に保護者が就労等によりお子さんの保育を必要とする場合に、お子さんをお預かりすることを目的としています。
地域型 保育事業	小規模 保育事業 [保育ルーム] ※2	小学校舎・幼稚園舎の一部、民間賃貸物件を活用した小規模な保育事業です。新宿区では保育ルームが該当します。 保育ルームの利用は、新宿区在住で、就労等によりお子さんの保育を必要としている方が対象です。
	家庭的 保育事業 [保育ママ]	保育士等の有資格者で、家庭的保育者として認定された方の居宅において保育する事業です。新宿区では保育ママが該当します。 保育ママの利用は、新宿区在住で、就労等によりお子さんの保育を必要としている方が対象です。
	事業所内 保育事業 [事業所内 保育所] ※2	0～2歳児 クラス 会社等の事業所の保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業です。 事業所内保育所には、従業員のお子さんが対象の「従業員枠」と、地域のお子さんが対象の「地域枠」があり、それぞれに定員があります。 新宿区では、「地域枠」の申込みについて認可保育園等と同様に受け付けます。

※1 認可保育園・認定こども園には、1歳児クラスからの園、クラスの年齢上限がある園があります。
(P.28、P.41「年齢上限のある保育施設」に関するページ、P.56～P.58「保育園・子ども園等一覧表」参照)

※2 保育ルーム(保育ルームエドがわ園を除く)、事業所内保育所は、2歳児クラスまでの利用となります。2歳児クラスまで利用している場合は、3歳児クラスからはご希望により、連携施設の認可保育園等でお子さんを保育します。連携施設については、P.41「年齢上限のある地域型保育事業」をご確認ください。

2 クラス分け

毎年4月1日現在の満年齢によってお子さんのクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えた場合でも、クラスに変更はありません。令和5年度のクラス分けは下表のとおりです。

クラス	お子さんの誕生日
0歳児 ※	令和 4年(2022年)4月2日 以降
1歳児	令和 3年(2021年)4月2日 ～ 令和 4年(2022年)4月1日
2歳児	令和 2年(2020年)4月2日 ～ 令和 3年(2021年)4月1日
3歳児	平成31年(2019年)4月2日 ～ 令和 2年(2020年)4月1日
4歳児	平成30年(2018年)4月2日 ～ 平成31年(2019年)4月1日
5歳児	平成29年(2017年)4月2日 ～ 平成30年(2018年)4月1日

※ 0歳児クラスは、各園の受入月齢(P.56～P.58「保育園・子ども園等一覧表」参照)に達していないと申込みができません。出産日の翌日から起算し、入園月の初日までの月齢(日数)が受入月齢(日数)に達していることが必要です。

※ 出産前は申込みができません。ただし、4月入園の申込みに限り、2月17日までに出産予定があり、産休明けに保育を希望する場合のみ受け付けます。(P.17「出産前の仮申込み(0歳児クラス、令和5年4月入園)を希望する場合」参照)

「特例1歳児」の申込みについて

0歳児クラスがない園に限り、0歳児クラスの年齢のお子さんであっても、以下の要件を満たしているおписさんは、特例的に1歳児クラスへの申込みをすることができます。

- 入園希望月の1日までに満1歳の誕生日を迎えていること。
(例)令和4年4月2日～5月1日生まれ…令和5年5月入園分から申込み可能
令和4年5月2日～6月1日生まれ…令和5年6月入園分から申込み可能
- 離乳食が完了し、幼児食に移行していること。
0歳児クラスがない園であるため、離乳食の調理や調乳、ミルクのお預かり等ができません。そのため、内定後に幼児食への移行ができていないことが判明した場合は、内定を取り消します。
申込み時に「お子さんの食事の状況について」、「子どもの状況(0歳児クラス)」(指定様式)を提出してください。(指定様式は新宿区ホームページからダウンロードできます。)
- 1歳児クラスの年齢のおさんと一緒に活動できること。
散歩等の日中の活動は、1歳児クラスでの集団保育となります。

【留意事項】

- ・ 既に『特例1歳児』を受け入れている場合は、体制によって受入れができないことがあります。
- ・ 利用調整の際には、1歳児クラスの年齢のおさんを優先します。

3 保育の必要性の認定

教育・保育給付認定の申請

認可保育園等の利用を希望する場合には、就労や出産等、保育を必要とすることの認定（「教育・保育給付認定」）が必要となります。

教育・保育給付認定は、申請に基づき、お住まいの市区町村が認定します。新宿区では、認可保育園等への入園申込みを保育の必要性の認定申請としても取扱いますので、認可保育園等の入園を希望される方については、入園申込みと認定申請それぞれに手続きを行う必要はありません。

認定の種類

保育の必要性の認定は、下表のとおり3つの区分があります。

お子さんの年齢	利用希望施設	保育の必要性	認定区分	
満3歳以上	幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)	無	1号	教育標準時間認定
	認可保育園・認定こども園(保育園機能)・ 小規模保育事業・家庭的保育事業・ 事業所内保育事業等	有	2号	保育認定 ・保育標準時間 ・保育短時間
3号				
満3歳未満				

- 保育認定は、お子さんの年齢により2号認定と3号認定に分かれます。3号認定のお子さんが満3歳の誕生日を迎えたときに、認定区分が2号認定に切り替わります。切り替えは区が職権により行い、2号認定への変更を通知します。

保育を必要とする事由と保育必要量の認定

保育を必要とする事由を入園申込み時に提出された就労証明書や診断書(区様式)等により確認し、保育必要量を認定します。

保育を必要とする事由	認定期間 (保育園・子ども園等を利用できる期間)	保育必要量
就労(月48時間以上の就労が常態)	最長で就学前まで	保育標準時間 または 保育短時間
妊娠・出産	出産月を中心に前後2か月	
疾病・心身障害	療養を必要としなくなるまで	
同居親族の常時介護・看護	介護・看護を必要としなくなるまで	
災害復旧活動	必要な期間	
継続的な求職活動、起業準備	3か月以内	保育短時間
就学または職業訓練 (学校教育法、職業能力開発促進法に規定する学校等)	就学期間中	保育標準時間 または 保育短時間
その他、区が特別に認める場合	必要な期間	

保育必要量とは、「最長で保育園・子ども園等を利用することができる時間」の区分です。保育を必要とする事由に応じて認定します。

保育標準時間・保育短時間の区分に関わらず、実際のお子さんの預かり時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて園長が決定します。保育必要量がそのままお子さんの保育時間となるわけではありません。

保育必要量	最長の利用時間 [基本開所時間、延長保育の実施状況は、施設によって異なります。]
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> * 基本開所時間内(最長11時間)のうち、保護者の就労・通勤時間等を踏まえて、必要な時間がお子さんの保育時間となります。 * 基本開所時間を超えて利用を希望する場合は、別途延長保育の申込みが必要です。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">基本開所時間 = 最長で利用可能な時間</p> <p style="text-align: center;">保育時間の例 8:30~17:30</p> <p style="text-align: right;">延長保育</p> </div>
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> * 9時から17時までのうち、保護者の就労・通勤時間等を踏まえて、必要な時間がお子さんの保育時間となります。 * 基本開所時間内であっても、最長で利用可能な時間帯を超えて利用を希望する場合は、別途延長保育の申込みが必要です。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">最長で利用可能な時間</p> <p style="text-align: center;">延長保育</p> <p style="text-align: center;">保育時間の例 9:00~17:00</p> <p style="text-align: center;">延長保育</p> <p style="text-align: center;">基本開所時間</p> </div>

Ⅲ 入園(転園)申込み

III 入園(転園)申込み

1 申込方法

郵送での申込み

- 申込締切日必着でお申込みください。受付後に申込み控え等をお送りしますので、返信用封筒(切手貼付不要、送付先の住所・氏名を記入)を同封してください。
- 郵便事故等がご心配な方は、特定記録または簡易書留により送付してください。
- 普通郵便をご利用の方で電話による到着の確認を行う場合は、投函日から3日後以降にご連絡ください。

窓口での申込み

- 必ず事前に電話で日時をご予約の上、窓口へ申込書類をご持参ください。
- 障害・疾病のあるお子さんや、発達・発育に心配があるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんの申込みの場合は、面談を行いますので、必ず窓口にてお申込みください。
- 各特別出張所、保育園・子ども園等では受付できません。

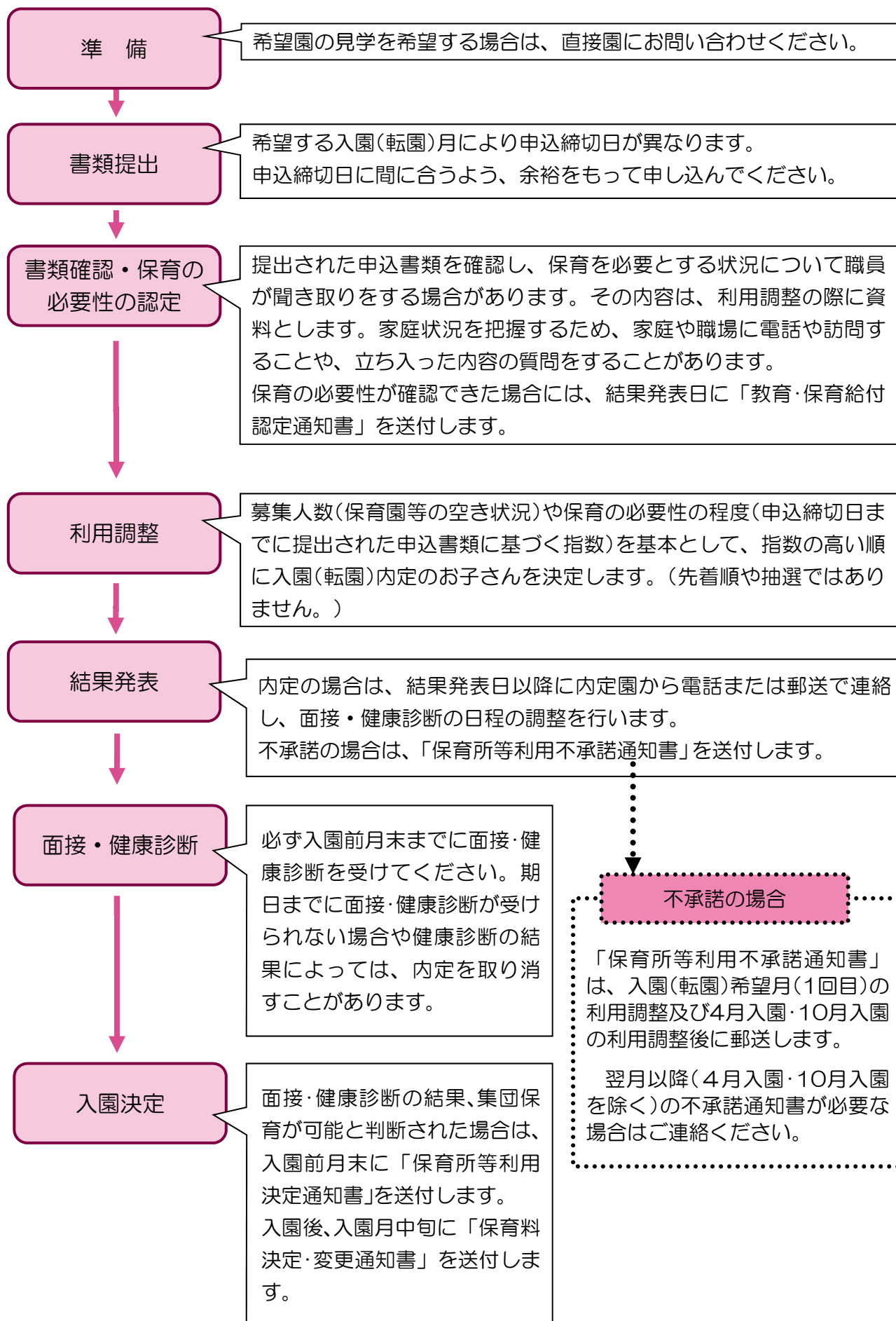
新型コロナウイルス感染予防のため、「郵送」によるお申込みにご協力をお願いします。

2 申込みスケジュール

- 希望する入園(転園)月により申込締切日が異なります。必ず日程を確認の上、お申込みください。
- 追加書類が必要になる場合があります。利用調整は申込締切日までに提出された書類に基づき行いますので、申込締切日に間に合うよう余裕をもってお申込みください。
- 入園は毎月1日です。(月途中の入園はありません。)

入園(転園)希望月	申込締切日	結果発表日【予定】
令和5年 4月	【1次】 令和4年12月5日(月)	【1次】 令和5年 2月20日(月)
	【2次】 令和5年 2月3日(金)	【2次】 3月 6日(月)
5月	4月5日(水)	4月14日(金)
6月	5月8日(月)	5月17日(水)
7月	6月5日(月)	6月14日(水)
8月	7月5日(水)	7月14日(金)
9月	8月7日(月)	8月17日(木)
10月	9月5日(火)	9月14日(木)
11月	10月5日(木)	10月17日(火)
12月	11月6日(月)	11月15日(水)
令和6年 1月	12月5日(火)	12月15日(金)
2月	12月5日(火)	令和6年 1月12日(金)
3月	3月入園はありません	
4月	令和5年11月頃にご案内します	
(参考) 令和4年度1月・2月入園		
令和5年 1月	令和4年12月5日(月)	令和4年12月16日(金)
2月	12月5日(月)	令和5年 1月12日(木)

3 申込みから入園までの流れ



申込みの有効期間について

- 入園(転園)希望月の利用調整の結果、入園(転園)ができなかった場合は、その翌月も申込みが継続しているものとみなし、『申込みの有効期間』は利用調整を行います。
- 『申込みの有効期間』は、申込日から起算して6か月以内で、入園月初日が含まれる月の申込みまで有効です。

申込書提出日	有効期間
令和4年11月中	令和5年 5月入園まで
12月中	6月入園まで
令和5年 1月中	7月入園まで
2月中	8月入園まで
3月中	9月入園まで
4月中	10月入園まで
5月中	11月入園まで
6月中	12月入園まで
7月中	令和6年 1月入園まで
8月中	2月入園まで
9月中	2月入園まで
10月中	4月入園まで

[例]

5月中に7月入園申込みをした場合

- ・11月入園申込みまで有効です。
- ・有効期間経過後も引き続き入園(転園)を希望する場合は、12月入園の申込締切日までに申込みが必要です。

4 令和5年4月入園(転園)を希望する場合

【1次】申込締切日：令和4年12月5日(月)

- 書類の追加提出が必要となる場合がありますので、可能な限り11月30日(水)までに申込みをしてください。
- 窓口での提出を希望する方は、必ず事前に電話で日時をご予約の上、来庁してください。11月22日(火)、29日(火)は、夜間(17時から19時まで)も受け付けます。
- 各園の募集見込み数は11月7日(月)頃に、申込状況の途中経過は11月28日(月)頃に、新宿区ホームページにて公開予定です。(募集見込み数は、公開時の状況に基づく数であるため、変更となる場合があります。)申込者数集計結果は1月6日(金)頃に公開予定です。
- 申込締切日までに提出された書類に基づく指数により審査をします。申込みの添付書類についてのみ、12月12日(月)までに提出されたものは4月1次申込みの書類として扱います。
- 申込書の入園希望月を「令和5年4月」と記載された申込みには、令和5年4月入園までの間(令和5年2月入園分まで)の申込みは含まれていません。

【2次】申込締切日：令和5年2月3日(金)

- 2次申込みは、1次申込みをしなかった方が対象です。2次申込み用の募集枠を設けているわけではありません。
- 1次申込みの方の利用調整後の選考となります。

5 令和5年5月以降の入園(転園)を希望する場合

- 月ごとに申込締切日が異なります。「申込みスケジュール」(P.14)をご確認ください。
- 一部の園では、0歳児クラスの10月入園枠(3人または4人)を設けています。「保育園・子ども園等一覧表」(P.56~P.58)をご確認ください。

6 出産前の仮申込み(0歳児クラス、令和5年4月入園)を希望する場合

お子さんが生まれる前は、入園申込みは受け付けていませんが、4月入園は申込締切日を入園月の約4か月前に設定しているため、4月入園の申込みに関り、仮申込みとして、お子さんが生まれる前の申込みを受け付けます。

受付対象

- 新宿区内在住の方
 - 令和5年2月17日までに出産を予定している方
 - 産休明けから就労、就学を予定し、保育を希望する方
- ※ 仮申込み時に、保護者(父・母)の就労(就学)先が未定である場合は受け付けできません。

希望園の受入月齢	4月入園 対象(誕生日)
生後 43日	2月17日 まで
生後 57日	2月 3日 まで

申込手順

- お子さんが生まれる前 [仮申込み]
【申込締切日：令和5年4月入園の申込締切日】
[1次：令和4年12月5日(月)、2次：令和5年2月3日(金)]
 - ・ 入園(転園)申込書等のお子さんに関する項目以外をご記入の上、『母子健康手帳』の写し(表紙と出産予定日のページ)、『出産前仮申込みに関する確認書』をご提出ください。
 - ・ 申込書類の受付後、以下の書類の写しをお渡しします。
 - 『入園(転園)申込書』
 - 『家庭状況票2』
 - 『児童状況票』
 - 各種申告書
- お子さんが生まれた後 [本申込み]
【申込締切日：生まれた日から14日以内】
 - ・ 保育課入園・認定係にお子さんの誕生日をご連絡ください。
[4月1日現在の月齢(日数)、希望園の受入月齢(日数)を確認します。]
 - ・ 仮申込みの際にお渡しした書類にお子さんに関することを記入し、『母子健康手帳』の写し(出産状況のページ)とともに、改めてご提出ください。

入園月

- 4月1日に、受入月齢(日数)に達していないと入園することができません。園によって受入月齢が異なりますので、希望園の選択時にはご注意ください。
- 4月入園が内定した場合で、出産が出産予定日より遅れたために、4月1日に希望園の受入月齢に達しないときは、生まれた後に本申込みの手続きがされた場合に限り、5月入園の内定とします。

7 障害・疾病があるお子さんや、発達・発育に心配があるお子さんの入園を希望する場合

新宿区内にお住まいで、障害や疾病があるお子さんや、発達や発育に心配があり配慮や支援を必要とするお子さんを対象として、認可保育園・認定こども園では発達状況や健康状態等に応じて、集団の中で成長を支援できるよう配慮した障害児等保育を行っています。「申込みから入園までの流れ」(P.19)をご確認の上、お申込みください。

※ 障害や疾病ではなくても、日常的に装具等(例：頭蓋矯正用ヘルメット、内反足外反足矯正用装具)の着用が必要な場合も診断書等の提出をお願いすることがあります。

※ 保育ルーム、保育ママ、事業所内保育所では、保育の体制上、障害児等保育を実施していません。

居宅訪問型保育事業(障害児対応型)

障害・疾病などで個別のケアを必要とするお子さんの自宅を保育士等が訪問し、1対1で保育します。(新宿区内在住で、保護者の就労等により保育が必要な場合に限ります。)

申込方法、申込みスケジュールは認可保育園等と同じです。

利用を希望する場合は、保育課入園・認定係にご相談ください。

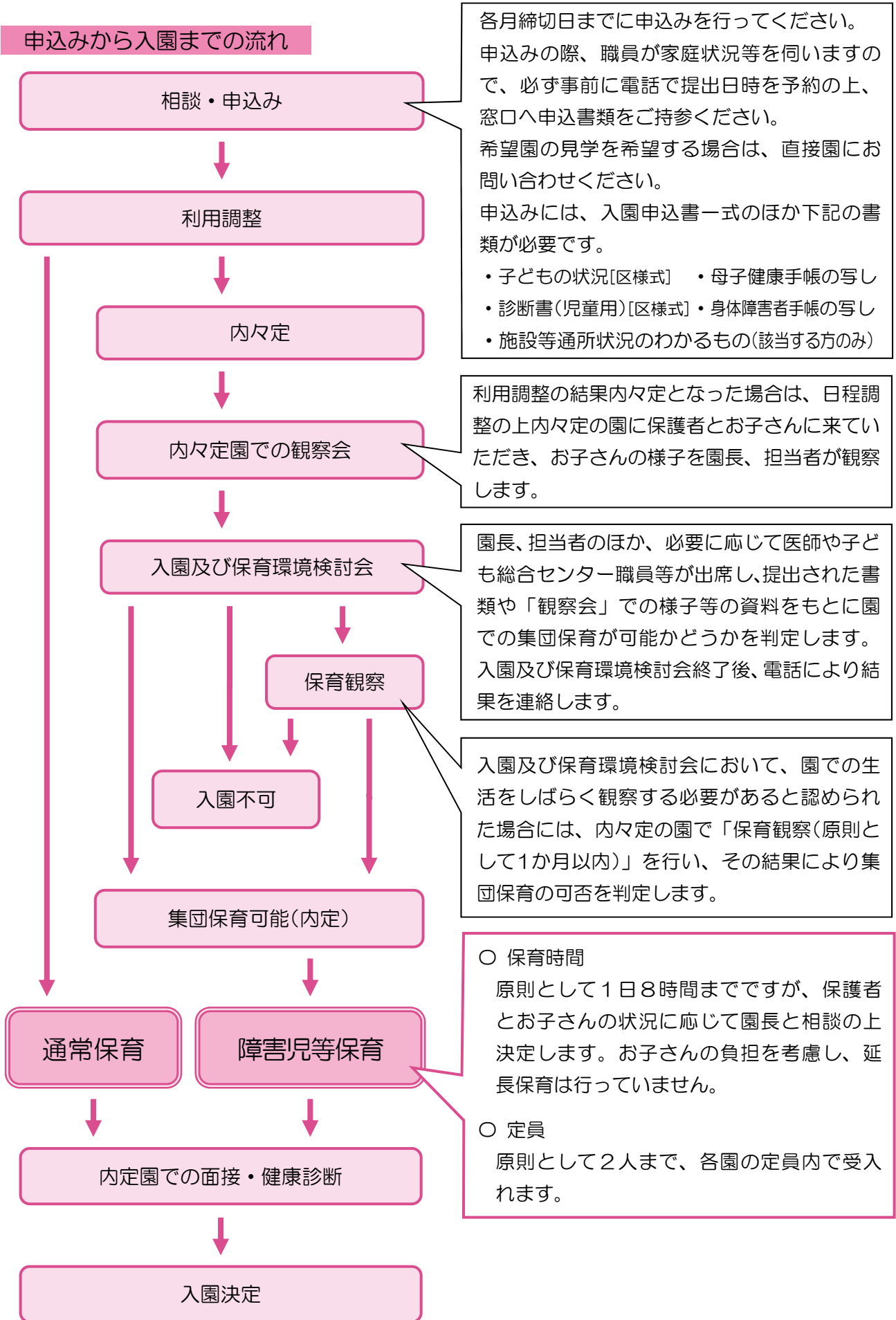
8 医療的ケアが必要なお子さんの入園を希望する場合

医療的ケア児が他の児童と共に保育を受けることができるよう、区立保育園、区立子ども園で医療的ケア児の保育を行っています。

入園申込みについては、事前に保育課入園・認定係にご相談ください。

入園までの流れについては、「申込みから入園までの流れ」(P.19)とは異なります。詳細は保育課入園・認定係にお問い合わせいただくか、新宿区ホームページをご覧ください。

申込みから入園までの流れ



9 新宿区外在住の方で、新宿区内の保育園等への入園を希望する場合

新宿区に転入予定がない場合

- お住まいの市区町村の申込書類に下記書類を添付の上、お住まいの市区町村にご提出ください。受領した市区町村は確認後新宿区に書類を送付します。なお、新宿区の指定する締切日までに新宿区必着となりますので、お住まいの市区町村へはお早めにご提出ください。
『エントリーシート(転入予定なし)』、『児童状況票』、
『保育園等に関する留意事項(希望園が該当する場合のみ)』、
『復職に関する申告書(産前・産後休暇中または育児休業取得中の場合)』等該当する申告書
- 新宿区民を優先しているため、お子さんの年齢や希望する入園月によっては、転入予定がない方の申込みの受付を行っていない場合があります。下表をご参照ください。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区立保育園 区立子ども園	0～2歳児クラス	×※							△				
	3～5歳児クラス	△											
私立保育園 私立子ども園	0～2歳児クラス	×※							○				
	3～5歳児クラス	○											
保育ルーム (0～2歳児クラス) 事業所内保育所	全クラス	×											
保育ママ 居宅訪問型保育事業	全クラス	×											

入園はありません

【○…申込可、×…申込不可、△…保護者のいずれかが新宿区内に在勤・就学がある場合にのみ申込み可】

※ きょうだいが令和5年3月末日現在、区立園または私立園に在園し、令和5年4月以降も引き続き在園する場合は、きょうだいが在籍する園に限り利用調整の対象とします。ただし、4月入園については2次申込みの利用調整の対象とします。

- 利用調整の対象となるのは5園までです。
- 延長保育の利用は、私立園は入園後申込みできますが、区立園は、区外にお住まいの方は申込みできません。
- 保護者が入園希望月から新宿区で就労・就学を開始することが内定している場合は、在勤・在学扱いとします。
- 保護者のいずれかが求職中である場合は、申込みを受け付けできません。
- 里帰り出産で新宿区内の祖父母宅から通園する場合は、希望園の園数に制限はなく通年で申込みを受け付けます。(保育園、子ども園のみ)
- 空き定員が1人となった場合は、新宿区民枠とするため、区外にお住まいの方は入園できません。里帰り出産による申込みも同様です。
- 障害・疾病のあるお子さんや、発達・発育に心配のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんの場合は受け付けできません。

新宿区に転入予定がある場合

- 新宿区への転入時期により、申込書類の提出先が異なります。下表をご参照ください。
- 転入予定者は区民と同様の取扱いとします。
- 入園希望月の前月末日までに新宿区への転入手続きがされていない場合は、内定取消しとなります。
- 転入予定先が未確定の場合(申込締切日までに転入先住所地の確認ができない場合)や単身世帯用の住居(家族が住むことができないと思われる住居)の場合は、転入予定がある方としての取扱いはできません。

申込締切日の前に転入する場合	申込締切日までに、新宿区保育課入園・認定係にお申込みください。
申込締切日以降に転入する場合	<p>(1) 新宿区様式の申込書類及び就労証明書等をご用意ください。</p> <p>(2) 以下の書類を添付し、申込締切日現在お住まいの市区町村にご提出ください。</p> <p>① 「転入に関する申告書」(新宿区ホームページからダウンロードできます。) *入園希望月前月の末日までに新宿区に転入することを誓約していただきます。</p> <p>② 転入先の「売買契約書」または「賃貸契約書」の写し *引越し日(引渡し日)等のわかる書類をご用意ください。</p> <p>③ 「同居・居住同意書」(新宿区ホームページからダウンロードできます。) *お子さんの祖父母宅等に転入予定の場合にご提出ください。</p> <p>④ 「エントリーシート」、「児童状況票」、「保育園等に関する留意事項」(希望園が該当する場合)、「該当する申告書」 *P.22「申込みに必要な書類」をご参照ください。</p> <p>※ 令和5年4月入園申込みは、②の書類のみ12月26日(月)まで受け付けます。</p>

10 新宿区在住の方で、新宿区外の保育園等への入園を希望する場合

- 申込締切日や必要書類、受付の制限、手続きの流れ等は、市区町村により異なります。必ず事前に希望園が所在する市区町村にご相談ください。
- 転入(新宿区からの転出)予定の有無や時期により、申込み先や必要書類が異なります。下表をご参照ください。
- 新宿区で受け付けた申込書類は、内容等を確認後、希望園が所在する市区町村へ郵送します。到達までに日数を要しますので、希望園が所在する市区町村が設定する申込締切日の1週間前までを目安にご提出ください。

区外転出の予定なし	新宿区を通しての申込みとなるため、新宿区様式の申込書類及び就労証明書等を保育課入園・認定係にご提出ください。(別途書類が必要となる場合あり)	
区外転出の予定あり	新住所地の申込締切日の前に転入する場合	直接、転入先の市区町村にお申込みください。
	新住所地の申込締切日以降に転入する場合	新宿区を通しての申込みとなるため、必要書類を保育課入園・認定係にご提出ください。必ず事前に転入先の市区町村に申込方法や申込締切日、必要書類等をお問い合わせください。

11 申込みに必要な書類

- 入園(転園)申込みには、この手引きに綴じられている申込書一式と、保育の必要性を確認できる書類等が必要です。入園申込書等は1部できょうだい同時にお申込みいただけます。
- ★印の用紙は、この手引きには綴じられていませんので保育課入園・認定係にご請求ください。(新宿区ホームページからダウンロードもできます。)

入園(転園)申込書一式 ※1世帯につき1部を提出

入園(転園)申込みをする方全員に共通して必要です。

①、②の記入例は、新宿区ホームページに掲載しています。

① 入園(転園)申込書
② 家庭状況票1・2
③ 児童状況票
④ エントリーシート
⑤ 保育園等に関する留意事項
⑥ 個人番号(マイナンバー)の提供について <ul style="list-style-type: none"> ・新規申込みの場合に必要です。(再申込みや転園申込み時は不要) ・保護者とお子さんの個人番号通知カード等をご用意ください。
⑦ 提出書類チェックシート

保育の必要性を確認できる書類 ※父・母分それぞれを提出(ひとり親家庭の場合は1人分)

保護者の状況	必要書類
① 雇用されている場合 (親族経営の場合は②)	「就労証明書」 ◇ 勤務先に記載を依頼してください。 ◇ 交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付してください。 「就労状況申告書」 ◇ 在宅勤務、同伴就労の場合はご提出ください。
② 自営業(フリーランス含む)、 会社経営をしている 場合 親族経営の会社で勤務 している場合	「就労証明書」 「就労状況申告書」 「資格を示すもの」 ◇ 開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し 「仕事の内容、仕事量がわかる書類」 ◇ パンフレット、会社のホームページ、受注表、契約書、請求書等の写し 「仕事の実績がわかる書類」 ◇ 源泉徴収票、就労者の確定申告書(控)等の写し
③ 求職活動中 (起業準備を含む) である場合	就労内定 「就労証明書」 ◇ 就労開始後に、1か月分以上の実績がわかる書類(給与明細書の写し等)の提出が必要です。
	求職活動中 「求職活動・妊娠・出産要件に関する申告書」 「求職活動の状況がわかる書類」(ハローワークカードの写し等)

④ 出産前後である場合	「求職活動・妊娠・出産要件に関する申告書」 「母子健康手帳」の写し(表紙と出産予定日のページ)
⑤ 疾病、 心身の障害がある場合	「診断書(区様式・保護者用)★」 「身体障害者手帳」の写し、「愛の手帳」の写し、「精神障害者 保健福祉手帳」の写し 「通所の状況を確認できる書類」等 ◇ 家庭でお子さんを保育できない状況を証明する書類をご提出ください。
⑥ 同居親族の介護・看護 をしている場合	「診断書(区様式・介護用)★」 「介護に関する申告書★」 「介護が必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇ 介護の理由が心身障害の場合は、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」 の写しもご提出ください。
⑦ 就学している場合	「在学証明書」 「時間割表(カリキュラム表)」 「学校のパンフレット類」など

※ 転職予定の場合は、現に就労している会社の「就労証明書」と転職予定の会社の「就労証明書」をご提出ください。

※ 離婚前提の別居等により配偶者の書類の提出が困難な場合は、調停中などの状況を確認できる家庭裁判所もしくは弁護士発行の書類が必要です。事前にご相談ください。

状況により必要となる書類等

保護者、お子さん、家庭の状況	必要書類
① 育児休業取得中である 場合	「育児休業からの復職に関する申告書」 ◇ 入園月の末日までの復職が条件です。(勤務先との調整により入園月に復職できない場合は入園月の翌月1日まで) ◇ 申込締切日時時点で育児休業を取得している方はご提出ください。
② 入園希望月を中心に 前後2か月以内に 第2子以降の出産予定が ある場合	「産前・産後休暇からの復職に関する申告書」 ◇ 入園を希望する月が、出産予定月を中心に前後2か月間の計5か月間に該当し、産前・産後休暇から復職する場合はご提出ください。 (例:4月入園希望で、同年5月に第2子の出産予定の場合)
③ 出産前仮申込みをする 場合	「出産前仮申込みに関する確認書★」 ◇ 2月17日までに出産を予定しているお子さんの4月入園の出産前仮申込みをする場合はご提出ください。
④ きょうだい同時申込み をする場合	「きょうだい同時申込みに関する申告書」 ◇ 希望園の組み合わせをご記入ください。
⑤ ひとり親世帯である 場合	「ひとり親世帯の状況申告書★」 「ひとり親であることが確認できる書類」(戸籍全部事項証明書等) ◇ 離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。保護者1人分の保育の必要性が確認できる書類で審査する場合があります。
⑥ 外国籍の方である場合	「在留資格を証明する書類(在留カード(表裏)の写し等)」 ◇ 就労を許可されていない在留資格(家族滞在や就学等)の方が就労を事由として申し込む場合は、「資格外活動許可」を確認します。 ◇ 在留期間が切れている場合は、申し込むことができません。

⑦ 世帯の生計中心者が失業した場合	<p>「離職票」、「離職証明書」、「雇用保険受給資格者証」の写し</p> <p>◇ 入園希望月の申込締切日から2か月前の日が属する月初日以降の失業・倒産等の場合は、離職日や離職事由(自己都合の退職を除く)等が確認できる書類をご提出ください。</p>
⑧ 生活保護を受給している場合	「保護受給証明書」
⑨ 転職後間もない場合	<p>転職前の給与明細の写し</p> <p>◇ 前職の退職日から間を空けずに転職をしている場合で、添付された就労証明書の就労実績が空白の場合は、転職前の給与明細を提出してください。</p>
⑩ 保育士優先入園の加点等の適用を希望する場合	<p>「保育士証」・「「保育士」に関する申告書★」</p> <p>◇ 保育士として就労する場合は、調整基準の加点・優先順位の適用となる場合があります。詳しくはP.27『保育士として就労している場合(予定を含む)の申込み』をご参照ください。</p>
⑪ お子さんを認可外保育施設や知人等に預けている	<p>「保育受託証明書」</p> <p>◇ 預け先に記載を依頼してください。</p> <p>◇ きょうだい同時に申込みをする場合は、お子さんごとの証明書をご提出ください。</p>
⑫ お子さんに障害や疾病、発育・発達の心配がある	<p>「子どもの状況★」</p> <p>「診断書(児童用)★」</p> <p>「身体障害者手帳」の写し</p> <p>「母子健康手帳」の写し など、お子さんの状況がわかる書類</p>
⑬ 祖父母が65歳未満で、同居または近隣に在住している場合	<p>祖父母の「就労証明書」、「診断書(保護者用)★」など、祖父母の就労状況や健康状態が確認できる書類</p> <p>◇「同居・近隣在住」とは、保護者住所地から概ね1km圏内(直線距離)に居住している場合です。</p>
⑭ 海外収入がある場合	<p>「収入申告書」、「収入額・控除額等がわかる書類」</p> <p>令和5年4月から8月までの入園を申し込む方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月から12月分(2021年中)のもの ・ 令和4年1月から12月分(2022年中)のもの <p>令和5年9月から令和6年2月までの入園を申し込む方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年1月から12月分(2022年中)のもの
⑮ 新宿区に転入予定がある場合	<p>「転入に関する申告書★」</p> <p>「転入先住所地等が確認できる書類」</p> <p>◇ 「売買契約書」や「賃貸契約書」の写しなど、引越し日(引渡し日)、契約者名等が確認できる書類をご提出ください。</p> <p>「同居・居住同意書★」</p> <p>◇ お子さんの祖父母宅等に転入予定の場合にご提出ください。</p>

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください！



12 申込みに関する注意点

希望園の選択

- 希望できる園の数に制限はありません。入園(転園)申込書の希望園欄に記入された保育園・子ども園等を利用調整の対象とします。
- 利用調整では、希望園の順番は入園のしやすさに関係しません。「第1希望だから有利」「第5希望だから不利」「複数園希望だから不利」ということはありません。
- 各月の募集見込み数を、入園月前々月28日頃に新宿区ホームページにて公開します。募集見込み数が“0人”の保育園・子ども園等も申し込むことができます。急な退園や転園等によって、募集見込み数の公開後に空きが発生することがあるため、募集見込み数に左右されずに希望する順番で記入してください。

申込書類

- 申込みの有効期間は、申込日から起算して6か月以内で、入園月初日が含まれる月の申込みまでです。
- 有効期間経過後も引き続き入園(転園)を希望する場合は、再申込みが必要です。
- 再申込みの時期に関してのご案内は行いません。申込時にお渡しする「保護者様控え」で申込みの有効期間をご自身でご確認ください。
- 虚偽の申込みをした場合は、内定や決定を取り消します。全ての書類は事実に基づいて正確に記入してください。

申込み後の変更・辞退

- 申込み後であっても、各月の申込締切日までは、希望園の変更を受け付けます。希望園を変更する場合は、申込締切日までに「入園(転園)申込みに係る変更届」を郵送またはFAXでご提出ください。電話による変更はできません。FAXでご提出された場合は、送信後に必ず保育課入園・認定係にご連絡ください。
- 申込み後、家庭状況(住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等)に変更があった場合や、入園する必要がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。変更等があったにも関わらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。
- 入園内定を辞退した場合は、申込みの有効期間内(申込日から6か月以内)であっても、翌月以降の申込みを継続しているものとして扱うことができません。辞退後も入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。

きょうだい同時申込み

- 入園(転園)申込書や就労証明書等は、1部できょうだい同時に申込みができます。
- 『同時に同じ園に入れる場合のみ希望』『同時なら別園入園可』『1人だけの入園でも可』等の希望する組合せを「きょうだい同時申込みに関する申告書」に記入してください。保護者の方が希望する組合せに沿って利用調整を行います。申告書に書ききれない場合は、別紙に記入してご提出ください。
- 就労内定や育児休業からの復職を予定している方は、きょうだいのうち1人だけが入園した場合であっても、入園後には就労を開始(復職)することが要件となります。

育児休業中・育児短時間取得中の場合の申込み

- 「就労証明書」により、育児休業期間や育児短時間の取得を確認します。育児休業期間は、取得可能な最長の育児休業期間が記入されていても構いません。（利用調整における優先順位とは無関係です。）
- 入園した場合は、育児休業期間に関わらず、入園月の末日まで（勤務先との調整により入園月中に復職することができない場合は、翌月1日まで）に復職することが条件です。
〔例〕4月1日入園の場合は、4月30日までに育児休業から復職することが条件です。
- 育児休業から復職することを要件として、利用調整指数の加点を適用するため、復職しない場合は、入園の内定・決定を取り消します。
- 「復職」とは、育児休業を取得している在職中である職場に、育児休業前と同じ雇用条件（就労日数、就労時間）で復職（派遣会社で就労していた方は同じ派遣元に復職）して就労を開始することです。
- 勤務先に復職時期等を確認していただいた上で「育児休業からの復職に関する申告書」をご記入ください。申告書により、育児休業から復職することを誓約していただきます。
- 育児短時間を取得している場合は、雇用契約上の正規の就労日数や就労時間に変更なく、1日あたり2時間以内の育児短時間の取得であれば、取得前の就労状況の指数を適用します。（取得予定者も同様）

育児短時間“取得前”の
就労状況の指数を適用

- ・ 就労日数に変更なく、1日あたり2時間以内の短縮
- ・ 就労時間（1時間までの休憩時間を含む）が6時間以上

育児短時間“取得後”の
就労状況の指数を適用

- ・ 就労日数を減らす
- ・ 1日あたり2時間を超える短縮

- 復職後2週間以内に「復職証明書」をご提出ください。期限内に復職したことが確認できない場合は退園となりますので、期日までにご提出ください。
- 「復職証明書」の様式は、新宿区ホームページからダウンロードできます。入園内定した場合は、入園前月下旬に発送する「保育所等利用決定通知書」に同封します。

育児休業給付金の手続きについて

- ・ 育児休業給付金に関することは勤務先またはハローワークにお問い合わせください。区ではご案内できません。
- ・ 育児休業給付金の延長手続きには、認可保育園等に入園できないことがわかる書類が必要とされています。入園申込みが必要な時期等についてはご自身で管理してください。
- ・ 申込みの有効期間の最終月と、次の申込みの入園希望月との間が空いている場合には、その期間については申込みが継続していることにはならず、入園審査の対象外であるため、入園できないことに関する書類は発行できません。

入園月の前後に出産(予定)がある場合の申込み

- 「就労」を事由に申込みをしている方であっても、下のお子さんの出産予定があり、入園月の初日が産前・産後休暇中となる方の事由は「妊娠・出産」となります。
- 入園月の事由が「妊娠・出産」である場合は、出生日の属する月の2か月後の月の末日までの利用となります。ただし、産前・産後休暇終了後、すぐに復職する場合は、「就労」を事由とする利用として、上のお子さんの継続的な利用を認めています。出産後に復職せずに育児休業を取得する場合は、上のお子さんの利用を継続することはできません。

保育士として就労している場合(予定を含む)の申込み

- 新宿区民であって、保育施設〔認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育所（認証保育所、企業主導型保育所を含む。）〕で週30時間以上保育士として就労している場合、または就労する予定である場合は、利用調整指数の加点、同一指数時の優先が適用されます。適用されるためには「保育士証」、「保育士」に関する申告書の提出が必要です。
- 「保育士」に関する申告書により、入園後、入園申込み時(入園選考時)の就労状況を継続することを誓約していただきます。
- 入園申込時(入園選考時)の就労状況に変更が生じた場合(退職や申告書に該当しない転職)は、入園内定・決定の取消し、または退園となります。
- 保育士優先入園の加点・優先順位の適用を希望しない場合は、上記書類の提出の必要はありません。

転園申込み

- 転園申込みの場合も入園(転園)申込書類一式や保育の必要性が確認できる書類等の提出が必要です。
- 転園申込みの取下げができるのは、各月申込締切日まで(必着)です。「入園(転園)申込みに係る変更届」の提出(FAX可)により、取下げの旨をご連絡ください。
- 転園が決定した場合は、「お子さんが転園を納得しない」「転園先で延長保育が受けられない」等いかなる理由があっても辞退して元の園に戻ることはできません。転園による空きに対しては、併せて次に入園するお子さんの利用調整を行っています。ご家族でよくご検討の上、申込みを行ってください。
- 育児休業中に転園申込みをし、転園が決まった場合は、転園月中に育児休業からの復職が必要となります。
- 1月・2月に入園したお子さんについて転園申込みをする場合は、申込締切日の関係から、4月2次申込みからの受付となります。



年齢上限のある保育施設・地域型保育事業の入園申込みに関すること

■ 年齢上限のある保育施設の「接続園」

年齢上限のある一部の保育施設では、4歳児クラス以降の保育先として「接続園」を設定しています。4歳児クラス以降も保育の利用を希望する場合はそれぞれの「接続園」でお子さんを保育します。

接続園の利用にあたっては、進級時に改めて保育の必要性のわかる書類等をご提出いただきます。

3歳児クラスまでの園		4歳児クラス以降の接続園
にじいろ保育園高田馬場西	→	にじいろ保育園高田馬場東
ほっぺるランド新大久保	→	ほっぺるランド北新宿
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	→	ほっぺるランド神楽坂

※「にじいろ保育園高田馬場南」、「富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園」、「にじいろ保育園四ツ谷」は3歳児クラスまでの保育施設ですが接続園はありません。4歳児クラス以降も保育を必要とする場合は、改めて他園への入園申込みが必要です。

■ 保育ルーム、事業所内保育所の「連携施設」

保育ルーム・事業所内保育所は2歳児クラスまでの保育施設です。（保育ルームえどがわ園を除く。）

そのため、3歳児クラス以降の保育先として、近隣の認可保育園等の中で連携施設を設定しています。2歳児クラスまで保育ルーム・事業所内保育所を利用した場合は、3歳児クラス以降の『連携施設の優先入園枠への申込み』または『連携施設以外の園を含めた申込み』を選択していただきます。いずれの場合も申込みが必要となり、利用調整を行います。3歳児クラス以降の利用申込み等については、P.41「年齢上限のある地域型保育事業」をご参照ください。



IV 利用調整

IV 利用調整

1 利用調整とは

区が定める基準に基づき、保護者の状況等に応じて保育の必要性から優先順位を付け、利用する保育園等の調整を行うことを「利用調整」といいます。

申込者が募集人数を超えた場合には利用調整を行いますので、必ず希望どおりに利用できるとは限りません。

利用調整は、申込締切日までに提出された申込書類を基に「保育園等の利用調整基本指数及び利用期間」及び「利用調整基準」(P.32~P.34)に基づき、世帯の状況等を指数化(基本指数と調整指数を合算した指数)して順位を決め、同位の場合は「同一指数時の優先順位」(P.33)により、利用の可否を決定します。

2 基準日

利用調整基本指数及び調整指数は、申込締切日時点の状況が入園月まで継続するものとして認定します。

申込み以降、『入園までに』または『入園後短期間で』、申込み時と異なる状況(退職、転職、就労日数・時間の減少、第2子以降の妊娠・出産等)が判明し、指数が下がる状況である場合は、変更後の状況に基づき指数を再算定し、利用調整をし直します。その結果、入園内定の取消しや退園となることがあります。

そのため、家庭状況等に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

申込締切日後に、指数の加算に影響する内容の書類が提出された場合は、翌月以降の利用調整に反映します。

3 基本指数と調整指数

基本指数は、お子さんの保護者(父母)それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。保育を必要とする事由(要件)が1人の保護者に複数ある場合は、主たる要件の類型により、基本指数を認定します。

調整指数は、要件に該当する項目が複数ある場合は、合算した指数となります。

4 利用調整の流れ

基本指数と調整指数を合算し、指数が高い方から順番に希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。（指数が同一の場合は同一指数時の優先順位に沿って判断します。）

希望園の順位に関わらず、指数が高いお子さんから内定していきます。

5 居宅訪問型保育事業〔待機児童型〕

希望園を3園以上として申込みをしたにも関わらず、利用調整の結果、入園が不承諾となったお子さんの自宅に保育士等が訪問し、1対1で保育します。（対象児童0歳児クラス～2歳児クラス）

利用を希望する場合は、保育課入園・認定係にご相談ください。



基本指数表（夜間保育所を除く）

類型		保護者の状況		基本指数		利用できる期間	
就労（月48時間以上）	被雇用者 （雇用されている者） * 親族が経営する会社で雇用されている者を除く	月20日以上	週40時間以上の就労を常態	20		最長で小学校就学始期に達するまで	
			週35時間以上週40時間未満の就労を常態	19			
			週30時間以上週35時間未満の就労を常態	17			
			週30時間未満の就労を常態	16			
		月16日以上20日未満	週32時間以上の就労を常態	16			
			週24時間以上週32時間未満の就労を常態	14			
			週24時間未満の就労を常態	13			
		月16日未満	週24時間以上の就労を常態	12			
			週18時間以上週24時間未満の就労を常態	11			
			週18時間未満の就労を常態	10			
※1 自営 ・ 個人事業主（フリーランス） ・ 専従者 ・ 法人経営者 ・ 法人役員 ・ 親族経営の会社で勤務	中心者 ※2	被雇用者（雇用されている者）に同じ				最長で小学校就学始期に達するまで	
	中心者外 ※3	月20日以上	※4 居宅外 居宅内				
			週40時間以上の就労を常態	19	18		
			週30時間以上週40時間未満の就労を常態	16	15		
		月16日以上20日未満	週30時間未満の就労を常態	15	14		
			週32時間以上の就労を常態	15	14		
			週24時間以上週32時間未満の就労を常態	13	12		
	月16日未満	週24時間未満の就労を常態	12	11			
		週24時間以上の就労を常態	11	10			
		週18時間以上週24時間未満の就労を常態	10	9			
週18時間未満の就労を常態	9	8					
内職	自宅で出来高払いの収入を得る就労を常態		8				
求職活動（起業準備含む）	就労内定	就労証明書により就労開始日が確認できる場合は、類型「就労」を準用し、その基本指数から4点を減じた指数とする。（申込締切日現在、1か月以上の就労実績を確認できない者を含む。）					
	求職活動中	継続的な求職活動を行う場合				7	3か月以内
妊娠・出産	出産（予定）月を中心に5か月以内		12		5か月以内		
疾病・負傷	入院（入園月中に入院予定がある者を含む。）		20		最長で小学校就学始期に達するまで		
	居宅内療養	常時病臥の場合	20				
		精神性疾患の場合、常時安静を要する場合	15				
上記以外の一般療養	10						
心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級		20		最長で小学校就学始期に達するまで		
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級		16				
	身体障害者手帳4級		12				
同居親族の介護・看護	要介護4・5、身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の同居の親族を屋間4時間以上介護・看護している場合	月20日以上	20		最長で小学校就学始期に達するまで		
		月16日以上	18				
		月12日以上	17				
	要介護3、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の同居の親族を屋間4時間以上介護・看護している場合	月20日以上	16				
		月16日以上	14				
上記以外の同居の親族を週3日以上かつ屋間4時間以上介護・看護している場合	10～14						
就学・技能習得	学校教育法に規定する学校等、職業能力開発促進法に規定する国又は都道府県が設置する職業訓練施設、就職又は事業開始に必要な技能を習得するための専修学校等で就学している場合（入園月中に就学の予定がある者を含む。） ※類型「就労（自営）」中心者外に準じ、カリキュラム表等により確認できる就学等の日数、時間数に基づく指数とする。		8～19		卒業・修了予定の月の末日まで		
災害	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている場合		20		必要な期間		
保護者の一方が不存在	保護者の一方が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・離婚前提の別居・未婚・長期入院・その他の状況から不存在であると認められる場合		20		必要な期間		
虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合		20		必要な期間		
特例	日常生活に必要な日本語の習得のため、日本語学校に通学等している場合（入園月中に通学等の予定がある者を含む。）		7		6か月以内		
	いずれの類型にも該当しない場合であって、保育が必要と認められる場合		6～20		必要な期間		

【備考】

- 1 申込締切日までに必要書類が提出されていない場合は、利用調整の対象外とする。
- 2 申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園後の保護者の状況により利用調整を行う。
ただし、申込締切日後に申込み時と異なる状況であることが判明した場合は、再算定した指数で利用調整を行う。
- 3 保護者の指数を合算し、世帯の指数を決定する。
- 4 「就労」は、雇用契約や就業規則に基づく就労時間（1時間までの休憩時間を含む。）内の就労実績に基づく日数・時間等で算定する。
ただし、同伴就労・居宅内自営の場合の就労時間は、就労状況申告書に基づき、家事・育児等の時間を除いたものとする。
（就労状況申告書に家事・育児の時間の記入がない場合は、4時間を超えることに1時間を除く。）
- 5 「就労」であって、申込締切日現在、1か月以上の就労実績が確認できない場合は、「就労内定」と同様に基本指数から4点を減じた指数を適用する。
- 6 保護者1人につき、保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数を適用する。
- 7 育児短時間等を取得する場合は、就労日数に変更なく1日あたり2時間以内の短縮であれば、取得前の就労日数、就労時間の指数を適用する。
雇用契約や就業規則に基づく1日あたりの就労時間が8時間以上であって、就労日数に変更なく取得後の就労時間が6時間以上である場合は、同様の取扱いとする。

【類型の細目】

- ※1 「就労」には、産前・産後休暇、育児休業からの復職予定者を含む。
- ※2 「自営中心者」とは、①経営者（登記簿謄本、個人事業の開業・廃業等届出書、営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者）、
②経営者ではない者（専従者を含む。）であって、就労時間に対して妥当な給与（最低賃金以上）が支給されている者をいう。
- ※3 「自営中心者外」とは、自営協力者等上記「自営中心者」に該当しない者及び「自営中心者」であっても、収入・売上等の実態が確認できない者をいう。
理由なく就労時間に対して妥当な給与（最低賃金以上）が支給されていない者は、「自営中心者外」の指数を適用する。
- ※4 「居宅」には、同一住所・同一敷地内の別棟や別部屋を含む。

利用調整指数表

区分	項目	調整基準	調整指数
保護者単位	1 心身障害 基本指数の類型が「心身障害」ではない者	保護者が身体障害者手帳[1級・2級]、愛の手帳[1度～3度]、精神障害者保健福祉手帳[1級・2級]の交付を受けている場合	4
		保護者が身体障害者手帳[3級]、愛の手帳[4度]、精神障害者保健福祉手帳[3級]の交付を受けている場合	2
		保護者が身体障害者手帳[4級]の交付を受けている場合	1
保護者単位	2 資格外活動許可	就労を許可されていない在留資格（家族滞在等）の保護者が、資格外活動の許可もしくは就労可能な在留資格への変更を申請しており、入園月の前月末日までに許可される見込みである場合 ※申請書の写しを添付	-2
		新宿区民である保護者が、保育施設[認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育所（認証保育所、企業主導型保育所を含む。）]で週30時間以上保育士として勤務する場合（産前・産後休暇、育児休業からの復職者を含む。入園申込み時のみ適用する。） ※就労内定者を除く。内定であることの減点（-4点）は適用しない。 ※「保育士」に関する申告書、保育士証(写)を添付	1
世帯単位	4 新宿区民ではない世帯	転入予定がない世帯の場合	新宿区内 -4 新宿区外 -6
		転入予定がある世帯であって、契約書等により、転入先住所を明確に提示することができない場合	-2
	5 保護者の一方が不在	保護者の一方が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚・その他の状況から、不存在であると認められる場合（原則として離婚成立前（離婚調停中・離婚協議中）を除く。）	保育協力可能な祖父母・同居人 無 4 保育協力可能な祖父母・同居人 有 2
		新宿区に在住している世帯であって、保護者の一方が勤務先の命令に基づき単身赴任している場合（入園中に単身赴任予定の者を含む。）	2
		長期（おおむね6か月以上）入院（入院予定者を含む。）している場合	2
		自己都合により保護者の一方が新宿区内に住民登録がない場合	-4
	6 生計中心者の失業	入園希望月の申込締切日から2か月前の日が属する月初日以降の失業・倒産等により、緊急に生活費を得るための就労を要する場合 ※難職日・難職事由（自己都合の退職を除く。）が確認できる難職票・難職証明書等の写しを添付	4
	7 生活保護世帯	生活保護を受給している世帯である場合 ※保護受給証明書を添付	2
		3～5か月分の保育料の滞納（卒園児童の保育料を含む。）がある世帯の場合	-9
	8 保育料の滞納	6か月分以上の保育料の滞納（卒園児童の保育料を含む。）がある世帯の場合	-12
9 同居・近隣在住の祖父母	同居・近隣（保護者住所から直線距離がおおむね1km圏内）に在住する祖父母（65歳未満）の就労状況や健康状態等、保育の協力が困難である状況を確認できる書類（就労証明書・診断書[区様式]等）の提出がない場合	-2	
10 同一世帯内の未申込児童	同一世帯の保育園等に在籍していない未就学児童（申込み児童を除く。）について、保育園等の入園申込みをしていない場合（幼稚園に在籍している場合、介護を要する等特別な事情がある場合を除く。）	-1	
児童単位	11 産休・育休復帰者	保護者が入園月の末日までに、産後休暇、育児・介護休業法等法律に基づく育児休業を取得している職場に復職予定の場合（勤務先との調整により入園月に復職できない場合は入園月の翌月1日まで）	2
	12 認可外保育所等で保育	保護者が現に就労し、保育を必要とする時間、日数すべてを認可外保育所（認証保育所、企業主導型保育所を含む。）、ベビーシッター（都道府県に届出している事業者。親族・知人を除く。）に有償で預けている場合（1か月以上の就労実績が確認できない場合を除く。） ※保育受託証明書を添付	2
	13 年齢上限がある認可保育園等	年齢上限がある認可保育園・認定こども園・地域型保育事業の卒園及び定期利用保育の年度末での利用終了に伴う翌年度4月入園申込みの場合	家庭的保育者(保育ママ)利用の場合 4 上記以外の場合 2
		14 同伴就労	申込児童を連れて就労している場合（内職を除く。）
	15 転園	きょうだいが在籍している認可保育園等への転園を希望する場合	2
	16 障害児保育	申込児童が身体障害者手帳、愛の手帳を交付されている場合又はそれと同程度である場合	2
	17 医療的ケア児保育	申込児童が医療的ケア児保育の対象である場合	2
	18 育休後の再入園	出産休暇後、「育児休業」の認定を受けずに、認可保育園等を退園した児童が、育児休業から復職するため、新宿区内の認可保育園等に入園申込みをする場合	4
	19 転入(予定)者	新宿区外からの転入(予定)者で、現に新宿区外の認可保育園、認定こども園（保育園機能）、地域型保育事業を利用している場合	2
特例	20 特別な配慮を要する世帯	1～6	

- 備考
- 項目11、12、13、15、19は重複して適用しない。
 - 項目16、17は重複して適用しない。
 - 項目20による調整指数は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の適用を受ける場合又は同等の場合は「6点」、児童福祉の観点から保育の実施が必要であると認められる場合は「1点～6点」とする。
 - 調整指数の加算が12点を超える場合は、「12点」とする。
 - 申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月の状況により利用調整を行う。ただし、申込締切日後に申込み時と異なる状況であることが判明した場合は、再算定した指数で利用調整を行う。

◆同一指数時の優先順位

1 新宿区民	転入予定者を含む。
2 新規申込	「入園申込み」、「転園申込み」の順に優先する。 ※きょうだいが別園であるために転園の申込みをしている場合は「入園申込み」と同等とする。
3 緊急性	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯
4 きょうだい入園	きょうだいが在籍する認可保育園・認定こども園（保育園機能）等への入園・転園申込み
5 保護者が不在	(1)両親 (2)ひとり親で保育協力可能な祖父母 無 (3)ひとり親で保育協力可能な祖父母 有
6 基本指数	調整指数を付する前の基本指数の高い世帯
7 基本指数の類型項目	(1)疾病・負傷(入院)、心身障害、災害 (2)就労 (3)就労内定 (4)出産・疾病(その他) (5)同居親族の介護・看護 (6)就学・技能習得 (7)求職活動(起業準備) ※左記「(2)就労」は ① 就労の曜日に開所日以外の曜日を「含まない世帯」、「含む世帯」の順に優先する。 ② 「昼間就労の世帯」、「夜間就労の世帯」の順に優先する。 ③ 「既就労の世帯」、「産前・産後休暇、育児休業からの復職(予定)世帯」の順に優先する。
8 認可外保育所等で保育	預けている期間が長い世帯（利用調整指数表 項目12「認可外保育所等で保育」に該当する世帯）
9 年齢上限がある認可保育園等	預けている期間が長い世帯（利用調整指数表 項目13「年齢上限がある認可保育園等で保育」に該当する世帯）
10 待機期間	待機期間（間を空けずに継続して申込みをしている期間）の長い世帯（育児休業期間中を除く。）
11 きょうだい同時申込	(1)三つ子以上 (2)双子 (3)その他 ※「入園申込み」のみを対象とする。
12 きょうだい数等	(1)心身障害児(者)のきょうだいがいる世帯（同居に限る。） ※(1)きょうだいの身体障害者手帳(写)、愛の手帳(写)を添付 (2)未就学児童の人数が多い世帯 (3)小学生以下の児童の人数が多い世帯 ※(2)(3)とも同数の場合は平均年齢の低い世帯を優先する。
13 保育士	保育士として勤務した年数が長い世帯（利用調整指数表 項目3「保育士」に該当する世帯）
14 保育料の滞納	保育料の滞納がない世帯（卒園児童の保育料を含む。）
15 収入等	(1)生活保護世帯（利用調整指数表 項目7「生活保護世帯」に該当する世帯） (2)入園希望月の保育料階級区分が低位（B～D5）の世帯 [税申告が未申告等により推定できない場合は除く。]
16 区民歴	新宿区民である期間 [継続して居住している（住民登録している）期間] が長い世帯 ※保護者の期間が異なるときは、長い方の保護者の期間を適用する。

基本指数表（夜間保育所）

【夜間保育所の利用要件】保護者が夜間保育所の開所日に週3日以上かつ午後4時以降に5時間以上の就労等を常態としていること。

類型	保護者の状況			基本指数			利用できる期間	
				被雇用者・ 自営中心者 ※2	自営中心者外 ※3			
					居宅外	居宅内※4		
就 労 ※1	夜間就労	月20日以上	1日の就労時間が8時間以上	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	20	19	18	最長で小学校就学 始期に達するまで
			午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	19	18	17		
		1日の就労時間が5時間以上8時間未満	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	16	15	14		
			午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	15	14	13		
		月16日以上 20日未満	1日の就労時間が8時間以上	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	16	15	14	
			午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	15	14	13		
	1日の就労時間が5時間以上8時間未満	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	13	12	11			
		午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	12	11	10			
	月12日以上 16日未満	1日の就労時間が8時間以上	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	12	11	10		
		午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	11	10	9			
	1日の就労時間が5時間以上8時間未満	午後4時以降に6時間以上の就労を常態	10	9	8			
		午後4時以降に5時間以上6時間未満の就労を常態	9	8	7			
昼間就労	常時残業	就労証明書等により、残業の実績日数・時間数が、上記「夜間就労」の区分に該当する場合は、その区分の「基本指数」を準用する。残業予定である場合は、類型「就労内定」の指数とする。						
	変則勤務(夜間勤務等)が週1回以上	変則勤務が月5回以上で月20日以上20日未満の就労は、上記「夜間就労・月20日以上」を準用する。						
		変則勤務が月5回以上で月12日以上20日未満の就労は、上記「夜間就労・月16日以上20日未満」を準用する。						
		変則勤務が月5回未満で月20日以上20日未満の就労は、上記「夜間就労・月16日以上20日未満」を準用し、その指数から1点を減じた数とする。						
		変則勤務が月5回未満で月12日以上20日未満の就労は、上記「夜間就労・月12日以上16日未満」を準用する。						
就労内定	就労証明書により就労開始日が確認できる場合は、類型「就労」を準用し、その基本指数から4点を減じた指数とする。(申込締切日現在、1か月以上の就労実績を確認できない者を含む。)							
就学・技能習得	学校教育法に規定する学校等、職業能力開発促進法に規定する国又は都道府県が設置する職業訓練施設、就職又は事業開始に必要な技能を習得するための専修学校等に就学している場合(入園中に就学の予定がある者を含む。) ※類型「就労(夜間就労)」自営中心者外に準じ、カリキュラム表等により確認できる就学等の日数、時間数に基づく指数とする。			7~19		卒業・修了予定月の末日まで		
虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合			20		必要な期間		
特例	いずれの類型にも該当しない場合であって、夜間の保育が必要と認められる場合			5~20		必要な期間		
疾病・負傷	入院中(入園中に入院予定がある者を含む。)			20	※ 保護者の一方が、上記「就労」又は「就学・技能習得」に該当する場合のみ適用する。	最長で小学校就学 始期に達するまで		
	居宅内療養	常時病臥の場合		20				
		精神性疾患の場合、常時安静を要する場合、週3日以上通院を要する場合 上記以外の一般療養		15				
心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度~3度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級			20		最長で小学校就学 始期に達するまで		
	身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級			16				
	身体障害者手帳4級			12				
災害	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている場合			20		必要な期間		
保護者の一方が不存在	保護者の一方が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・離婚前提の別居・未婚・長期入院・その他の状況から不存在と認められる場合			20		必要な期間		

【備考】

- 1 申込締切日までに必要書類が提出されていない場合は、利用調整の対象外とする。
- 2 申込締切日までに提出された書類等によって確認できる入園月の状況により利用調整を行う。
ただし、申込締切日後に申込み時と異なる状況であることが判明した場合は、再算定した指数で利用調整を行う。
- 3 保護者のいずれかが「求職活動中」である場合は、夜間保育所利用の対象外とする。
- 4 産前・産後休暇、育児休業からの復職し、「昼間就労」に該当する場合は、復職後の残業や勤務形態の予定を確認できる書類により利用調整を行う。
- 5 保護者の指数を合算し、世帯の指数を決定する。
- 6 「就労」は、雇用契約や就業規則に基づく就労時間(1時間までの休憩時間を含む。)内の就労実績に基づく日数・時間等で算定する。
ただし、同伴就労・居宅内自営の場合の就労時間は、就労状況申告書に基づき、家事・育児等の時間を除いたものとする。
(就労状況申告書に家事・育児の時間の記入がない場合は、4時間を超えることに1時間を除く。)
- 7 「就労」であって、申込締切日現在、1か月以上の就労実績が確認できない場合は、「就労内定」と同様に基本指数から4点を減じた指数を適用する。
- 8 保護者1人につき、保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数を適用する。
- 9 育児短時間等を取得する場合は、就労日数に変更なく1日あたり2時間以内の短縮であれば、取得前の就労日数、就労時間の指数を適用する。
雇用契約や就業規則に基づく1日あたりの就労時間が8時間以上であって、就労日数に変更なく取得後の就労時間が6時間以上である場合は、同様の取扱いとする。
ただし、育児短時間等を取得した結果、夜間保育所の申込要件を満たさなくなる場合は、夜間保育所の利用調整の対象外とする。

【類型の細目】

- ※1 「就労」には、産前・産後休暇、育児休業からの復職予定者を含む。
- ※2 「自営中心者」とは、①経営者(登記簿謄本、個人事業の開業・廃業等届出書、営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者)、
②経営者ではない者(専従者を含む。)であって、就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)が支給されている者をいう。
- ※3 「自営中心者外」とは、自営協力者等上記「自営中心者」に該当しない者及び「自営中心者」であっても、収入・売上等の実態が確認できない者をいう。
理由なく就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)が支給されていない者は、「自営中心者外」の指数を適用する。
- ※4 「居宅」には、同一住所・同一敷地内の別棟や別部屋を含む。

V 入園後の注意点

V 入園後の注意点

1 保育時間・休園日

- 入園日は各月1日です。入園されるお子さんが、入院中や国外滞在中等により入園月の初日から登園できない場合は、内定や決定が取消しとなることがあります。
- 認可保育園・認定こども園等は、基本開所時間(P.56~P.58「保育園・子ども園等一覧表」参照)のうち、保護者の就労時間や通勤時間等により、保護者がお子さんの保育を必要とする間、お子さんをお預かりします。
- お子さんをお預かりする保育時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保育を必要とする状況やお子さんの状況を踏まえて、園長が決定します。
- 登園日から1週間程度は保育時間を短くし、お子さんの様子を見ながら徐々に通常の保育時間に近づけていく期間(慣らし保育期間)を設けています。慣らし保育期間は、お子さんの状況を見ながら園長が判断します。
- 日曜日、祝日、年末年始は休園日です。休園日以外にも、就労日以外の日やお子さんの状況により、ご家庭での保育をお願いする場合があります。地域型保育事業(もみの樹園事業所内保育所を除く)は、土曜日保育を実施していません。
- 区立園の0歳児クラスの保育標準時間における保育時間は、お子さんの月齢によって異なります。下表をご参照ください。私立園、保育ルーム、保育ママ、事業所内保育所は、直接園にお問い合わせください。

【区立園】	満6か月まで	満6か月の翌日から	満1歳の誕生日から
	8:30 ~ 17:00	7:30 ~ 18:00 [富久町保育園 7:30~18:30]	基本開所時間帯

2 休日保育

区内在住で認可保育園、認定こども園等に在籍しているお子さんの保護者が、就労のため日曜日と祝日(年末年始を除く)に保育が必要となった場合は、下表の保育園で実施している休日保育を利用できます。利用要件等詳細については直接園にお問い合わせください。

- 休日保育の申込書等は実施園で配布しています。必要書類を揃えて直接園にお申込みください。
- 実施園ごとに受入年齢や利用定員等があるため、申込みされた方全員が利用できるとは限りません。

実施園	所在地	電話番号	申込締切日
富久町保育園	富久町22-21	3357-7720	希望月の前月10日(土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は直後の開園日)までに園必着 直接園にお問い合わせください。
オルト保育園	高田馬場3-40-3	5332-7081	
原町みゆき保育園	原町2-43	3356-2663	

3 延長保育

利用可能とされている時間帯を超えて保育が必要な方のために、延長保育を実施しています。

下表のとおり、延長保育の実施時間、対象、申込方法は園によって異なります。区立園の延長保育については、『令和5年度版新宿区立保育園・子ども園延長保育のご案内』をご参照ください。

- 園ごとに受入年齢や利用定員等があるため、申込みをされた方全員が利用できるとは限りません。
- 区立園(富久町保育園を除く)の0歳児クラスのお子さんは、延長保育の利用はできません。

園種別	利用種別	【延長保育】申込方法等
区立園	月額利用 日額利用	利用希望月の前月20日(土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は直前の開庁日)までに、在園中の園または保育課入園・認定係に「延長保育申込書」をご提出ください。 ※4月から利用希望の場合のみ申込締切日が異なります。
	緊急スポット 利用	突然の残業等により予定のお迎え時間に間に合わない場合の延長保育利用となります。 利用月の初日(開園日)から先着順で申込みを受け付けます。直接園にお申込みください。
私立園 保育ルーム 事業所内保育所	園によって利用形態が異なります。 申込方法や申込締切日等について、直接園にお問い合わせください。	

保育標準時間認定

基本開所時間を超えて保育を必要とする場合

保育短時間認定

最長で利用可能な時間帯(9時～17時)を超えて保育を必要とする場合

- 区立園
 - ・ 17時から基本開所時間内の利用(18時15分または18時30分まで)
 - ・ 基本開所時間を超えて利用した場合は、延長保育料がかかります。
 - ・ 9時前からの利用には対応していません。保護者の勤務時間により、登園時間が常態的に9時前となる場合は、保育必要量を保育標準時間に変更する手続きをしてください。
- 私立園、保育ルーム、事業所内保育所
 - ・ 直接園にお問い合わせください。

所定の時間までにお迎えに来てください

保育短時間認定のお子さんだけでなく、保育標準時間認定のお子さんについても、認定されている保育必要量の時間内にお迎えが間に合わなかったときは、基本保育料とは別に延長保育料が発生します。[区立園では400円/時間(補食の提供はありません)]

私立園、事業所内保育所等については、直接園にお問い合わせください。

- 保育標準時間の場合・・・お迎えが基本開所時間を過ぎたとき
- 保育短時間の場合・・・お迎えが17時を過ぎたとき

4 認可保育園・認定こども園等を利用できる期間

- 認可保育園・認定こども園等を利用できる期間は、『教育・保育給付認定通知書』または『支給認定証』の有効期間中(認定有効期間中)です。
- 認定有効期間は概ね3年となりますが、お子さんの年齢による認定区分や認定されている「保育を必要とする事由」により異なります。なお、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。

お子さんの年齢	認定区分	原則的な認定期間	保育を必要とする事由 (認定事由)	認定期間
満3歳以上	2号	小学校就学の始期に達するまで	就労(月48時間以上の就労が常態) ※2	最長で就学前まで
			妊娠・出産	出産月を中心に前後2か月
満3歳未満	3号	満3歳に達する日の前日まで ※1	疾病・心身障害	療養を必要としなくなるまで
			同居親族の介護・看護	介護・看護を必要としなくなるまで
			災害復旧活動	必要な期間
			継続的な求職活動 起業準備	3か月以内
			就学または職業訓練	就学期間中
			区が特別に認める場合	必要な期間

認定事由により、認定有効期間が異なります。



※1 お子さんが満3歳の誕生日を迎え、認定区分が3号から2号に変わる場合は、保育課入園・認定係が認定内容の変更を行い、教育・保育給付認定職権変更認定通知書をお送りします。支給認定証の交付を受けている場合は、返還していただく必要があります。

※2 就労を認定事由とする要件は、保護者が「月48時間以上の就労を常態としている場合」です。ただし、エイビイシー保育園(夜間保育所)は、「16時以降に5時間以上かつ週3日以上」継続的に就労することが要件となります。

- 保育を必要とする事由が変更となる場合は、認定有効期間中に手続きをする必要がありますので、必ずご連絡ください。変更状況が確認できた場合、認定変更を行い、変更内容を通知します。
- 入園後、下のお子さんの育児休業を取得する場合は、所定の手続の上、特例的に育児休業期間中も継続して在籍できる場合があります。この場合の認定期間は、下のお子さんの2歳の誕生日が属する月の月末までとし、原則として保育短時間で認定します。ただし、入園月の初日が産前・産後休暇中である方は、適用の対象外となります。
- 保護者(父母)がともに育児休業を取得し、就労していない期間は、家庭での保育ができない常態とは認められないため、在園するお子さんの保育の必要性がなくなりますが、通算して2か月までは特例的に在園を認めます。

5 家庭状況等に変更がある場合

- 家庭状況の変更(退職、転職、妊娠・出産、引越し、結婚、離婚等)により、申込時の状況や認定されている保育を必要とする事由等に変更が生じた場合は、速やかに「家庭状況等変更届」を提出してください。変更内容を確認後、変更認定を行い、変更内容を通知します。
- 保育を必要とする事由の変更等により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)の区分を変更する場合は「家庭状況等変更届」の提出が必要です。保育必要量は、変更する必要性がわかる確認書類を提出していただき、書類の内容を確認してから変更します。下表を参考に、速やかに必要書類をご提出ください。(FAX可)
- 月の途中で保育必要量を変更した場合は、翌月分の保育料から変更後の保育必要量による金額に変わります。

家庭状況の変更例		必要書類
就労状況の変更	転職	家庭状況等変更届・就労証明書・給与明細の写し ※ 複数月実績の確認を行います。 ※ 前職の退職日がわかる書類を提出していただく場合があります。
	退職	家庭状況等変更届 ※ 退職から3か月以内に就労を開始していただく必要があります。 ※ 退職日のわかる書類を提出していただく場合があります。
妊娠・出産		家庭状況等変更届 母子健康手帳の写し(表紙、出産(予定)日が記載されているページ)
育児休業の取得		家庭状況等変更届 取得する育児休業期間のわかる書類(就労証明書等)
区内転居		家庭状況等変更届
区外転出		退園届・転出後の継続希望届

保育必要量の変更	必要書類
『保育短時間』から『保育標準時間』	家庭状況等変更届 必要性の確認書類〔就労証明書等〕
『保育標準時間』から『保育短時間』	家庭状況等変更届

入園後の家庭状況・就労状況等の変更について

- 入園直後の退職や転職等の場合は、入園に係る指数等の再計算を行い、改めて利用調整により入園の可否を確認します。その結果、内定を取り消す場合や退園となる場合があります。
- 入園申込み時と家庭状況・就労状況等に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

6 保育の実施の停止(休園)となる場合

- 認可保育園・認定こども園等に在籍しているお子さんが、疾病・傷病、保護者の里帰り出産等を理由に1か月を超えて保育園等をお休みする場合、保育の実施を停止します。届出を受け、保護者宛てに保育実施停止(休園)通知書をお送りします。
- 休園する場合は、事前に『家庭状況等変更届』を提出してください。
- 停止(休園)は、最長で2か月間です。2か月を超える停止(休園)となる場合は原則として退園となります。また、停止(休園)中も保育料がかかります。(日割り計算は行いません。)
- お子さんが疾病・傷病による入院等により登園できない場合は、その月の保育料を減額することができます。減額ができるのは、月初日から末日まで連続して休まなければならない場合で、停止(休園)となる前月中に届出書等の提出により確認できた場合のみです。お子さんの診断書(区様式)等の提出が必要になります。

7 退園する場合・区外へ転出して新宿区民ではなくなる場合

- 家庭での保育が可能になった場合、幼稚園に通うことになった場合、新宿区外に転出する場合等で退園するときは、必ず退園月の末日までに『退園届・転出後の継続希望届』を保育課入園・認定係または園に提出してください。
- 電話や口頭による申し出では退園の届出はできません。
- 「お休みしていたから」などという理由で遡って退園とすることはできません。月の途中の退園でも1か月分の保育料がかかります。(日割り計算は行いません。)
- 区外転出後も継続して新宿区内の認可保育園・認定こども園等の利用を希望する場合は、下記のとおり取り扱います。
 - ・ 転出する前に必ず保育課入園・認定係までご連絡ください。転出時期や転出後の認可保育園・認定こども園等の利用希望状況によって、必要な手続きが異なります。
 - ・ 転出により新宿区民ではなくなるため、『退園届・転出後の継続希望届』の提出が必要になります。転出日が属する月の末日までに、保育課入園・認定係または園にご提出ください。また、新宿区を転出した月中に、引越し先の市区町村での転入手続きと、保育園等入園担当窓口での継続通園のための入園申込みの手続きが必要となります。
 - ・ 保護者いずれも新宿区に在勤・在学ではない場合は、継続して新宿区内の認可保育園・認定こども園に通園できるのは年度末までです。
 - ・ 保育ルーム、保育ママを利用している方が継続して通園できるのは、新宿区から転出した月の末日までです。転出月の翌月からは利用できません。事業所内保育所を利用している方は、転出月の属する年度末までとなります。

8 教育・保育給付認定現況届による保育の必要性の確認

子ども・子育て支援法では、毎年、保育を必要とする状況を記載した届書と保育の必要性を証する書類を提出しなければならない旨、規定されています。区では、毎年6～7月頃に在園児保護者の皆様に「教育・保育給付認定現況届」及び「保育の必要性を確認できる書類」の提出をお願いしています。この手続きにより、保育の必要性が確認できない場合は、年度の途中であっても退園となる場合があります。

9 次年度の継続通園の希望確認

毎年11～12月頃、次年度の認可保育園・認定こども園等の継続通園の希望状況を確認します。継続手続きの際に提出していただく家庭状況届により、「継続通園を希望する」・「退園する」等の、保護者の方の意向確認を行います。

継続して通園できる場合でも、通知書等による連絡は行いません。

10 年齢上限のある地域型保育事業

保育ルーム(おちにすくすく園、つるまき園、べんてん)、事業所内保育所(キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園、とちょう保育園、もみの樹園事業所内保育所)の2歳児クラス在園児は、3歳児クラス以降の連携施設が設定されています。

園名		連携施設名(受入枠の定員)		
保育 ルー ム	保育ルーム おちにすくすく園	おちごなかい子ども園 (2人)	(仮称)アイグラン保育園落合 ※R5.4月 名称変更予定 (5人)	ほっぺるランド上落合 (3人)
	保育ルーム つるまき園	西早稲田保育園 (2人)	ほっぺるランド牛込 (1人)	早稲田南町保育園分園 (3人)
	保育ルーム べんてん	富久町保育園 (5人)	アスク薬王寺保育園 (5人)	
事業 所 内 保 育 所	キッズパオ 防衛省市ヶ谷保育園	アスク薬王寺保育園 (3人)		
	とちょう保育園	認定こども園 新宿ベアーズ (9人)		
	もみの樹園 事業所内保育所	下落合そらいろ保育園 (3人)	ほっぺるランド上落合 (5人)	

※ 変更前の名称:「あい保育園落合」

連携施設への入園を希望する場合

- 申込締切日までに提出された申込書類により保育の必要性を確認します。
- 連携施設の申込締切日は、入園された時期により異なります。
- 原則として、ご希望の連携施設に入園内定となりますが、連携施設を複数設定している園は、必ずしもご希望の連携施設に入園できるとは限りません。連携施設の受入枠の定員を上回る希望があった場合は、保育の必要性の程度(申込書類の記載に基づく指数等)を基本として、利用調整を行い、入園内定のお子さんを決定します。
- 事業所内保育所は、地域枠で利用しているお子さんのみが連携施設への申込みの対象となります。従業員枠で利用しているお子さんは対象外です。

連携施設とそれ以外の園を希望園として申し込む場合

- 連携施設の受入枠の対象外となります。
- 4月入園の申込締切日までにお申込みください。通常の入園申込みと同様に利用調整を行います。
- 利用調整の結果、入園できない場合があります。



VI 保育料

VI 保育料

1 基本保育料の算定

- 保育料は、『利用施設(区立・私立は同額(夜間保育所を除く))』、『お子さんのクラス年齢』、『保育必要量の区分(保育標準時間・保育短時間)』別になります。
- 世帯の区(市町村)民税額を基に算定した額を合算し、世帯の保育料階層を決定する応能負担制です。
- 保育料の算定基準となる区(市町村)民税額は、下表のとおり年度途中で変わります。4~8月入園となった場合、9月以降の保育料は改めて算定をするため、保育料額が変わる場合があります。
- 保育料は、入園月の中旬頃に決定し、「保育料決定・変更通知書」をお送りします。なお、保育ルームを利用する場合は、園を通じてお知らせします。
- 3歳児クラス以上の基本保育料は無料ですが、国からの給付を受ける手続き上、保育料階層区分を決定する必要があります。

月	令和5年								令和6年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料の算定基準	令和4年度 区(市町村)民税額					令和5年度 区(市町村)民税額						

- 住民税額が未申告等により不明な場合は、最高階層(最高額)となります。
- 国内に住所を有していなかった等の事情により海外で得た収入の全部または一部が課税されていない場合等は、収入申告書と併せて収入や控除額等を推定できる資料を提出していただき、地方税法に準じた区(市町村)民税相当額を算出します。
- ひとり親世帯でお子さんの祖父母と同居の場合、祖父母の所得も含め保育料算定する場合があります。
- 区(市町村)民税額が更正された場合、更正されたことがわかった月の翌月から保育料が変更となる場合があります。

2 基本保育料の負担軽減制度

新宿区では、子育て支援策の一環として、東京都の事業を活用し多子世帯等の保育料の負担軽減を実施しています。

多子世帯の場合

- きょうだい(兄・姉)の数え方に際し、年齢制限はありません。生計を一にする被監護者の兄・姉から数えて、0~2歳児クラスに在籍するお子さんが第2子目にあたる場合には基本保育料が5割減額、第3子目以降にあたる場合は全額公費負担となります。
- 原則として手続きは必要ありません。ただし、同一世帯外に『生計を一にする兄・姉』がいる場合は、「保育園・子ども園多子減免にかかる申立書」、生計が同一であること、別居理由が確認できる書類の提出が必要です。

ひとり親世帯・同一世帯に障害児(者)がいる世帯の場合

- 世帯の区(市町村)民税所得割額が16万円未満(C1～D5階層)の世帯が対象となります。
- ひとり親世帯・同一世帯に障害児(者)がいる世帯(在宅に限る)の基本保育料は、お子さんが第1子目にあたる場合には5割減額、第2子目以降にあたる場合は全額公費負担となります。
- 「保育園・子ども園多子減免にかかる申立書」、確認書類(児童扶養手当証書の写しや身体障害者手帳の写し等)等の提出が必要です。

該当世帯	負担軽減の 手続き	必要書類等
ひとり親世帯で児童扶養手当の受給世帯、 または、ひとり親世帯と確認できる場合	必要	「保育園・子ども園多子減免にかかる申立書」、児童扶養手当証書等の確認書類
同一世帯に障害児(者)がいる世帯 (在宅障害児(者)に限る)	必要	「保育園・子ども園多子減免にかかる申立書」、身体障害者手帳の写し

負担軽減の適用にあたっての注意事項

- 保育料は、9月から算定基準となる区(市町村)民税の対象年度が変わります。そのため、4～8月分保育料が負担軽減に該当する場合でも、9月分の保育料から負担軽減が適用外となる場合があります。
- 負担軽減の手続きが“不要”の場合でも、ご提出いただく「入園(転園)申込書」の“入園(転園)を希望する児童の世帯員”の欄に、兄・姉に関するきょうだいの情報が記入されていない場合は、別途申立書類の提出が必要となります。
- 入園後に多子世帯等の保育料負担軽減に該当する状況となった場合は、申立書類等の提出が必要です。適用期間は条件によって異なりますが、最長で年度末までです。
- 保育料負担軽減の適用事由に該当しなくなった場合は、速やかに連絡してください。該当しなくなった月の翌月から負担軽減前の保育料に変更します。連絡が遅れた場合でも、遡って差額を追納していただきます。

3 基本保育料の支払い

基本保育料は毎月払いです。利用する保育施設によって支払方法が異なります。教育・保育給付認定保護者から徴収します。

利用する保育施設	支払方法等
区立・私立 認可保育園 区立 認定こども園	<p>原則として口座振替をお願いしています</p> <ul style="list-style-type: none"> ★入園内定後の面接時に、「保育料口座振替依頼書」をお渡しします。 ★口座振替依頼書に必要事項を記入の上、銀行等にご提出ください。3枚複写のうち、「お客様控え」と併せて「保育課提出用」を渡された場合は、保育課入園・認定係までご送付ください。 ★お子さん一人ひとりに口座手続きが必要です。きょうだい口座振替登録済でも、新たに入園する場合は、改めて手続きする必要があります。 <p>※口座振替の手続きが完了までの期間は、保育課入園・認定係から送付する納付書により、お近くの銀行・郵便局等金融機関または特別出張所窓口でお支払ください。</p>
保育ルーム	納付書での支払いになります。※毎月園を通してお渡しします。
私立認定こども園 保育ママ 事業所内保育所	区が決定した保育料額を直接園にお支払いいただきます。 ※支払方法については、各園にお問い合わせください。

4 保育料の納入期限及び口座振替日等

- 保育料は下表の納入期限までにお支払いください。なお、口座振替の場合は、毎月末が口座振替日です。(末日が休日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。)支払いが遅れた場合は、延滞金がかかることがあります。納付が困難な場合には、必ずご相談ください。
- 納付書で支払う場合は、利用施設によって納付書の発送時期が異なります。
- 私立認定こども園・保育ママ・事業所内保育所については、園等により納入期限が異なります。直接お問い合わせください。

月	保育料納入期限 (口座振替日)	通知書(納付書)発送時期		
		区立・私立保育園	区立子ども園	保育ルーム
4月分	令和5年 5月 1日(月)	4月中旬 (5か月分)		
5月分	5月31日(水)			
6月分	6月30日(金)			
7月分	7月31日(月)			
8月分	8月31日(木)			
9月分	10月 2日(月)	9月中旬 (7か月分)	毎月中旬に 郵送します。	毎月園を通して お渡しします。
10月分	10月31日(火)			
11月分	11月30日(木)			
12月分	令和6年 1月 4日(木)			
1月分	1月31日(水)			
2月分	2月29日(木)			
3月分	4月 1日(月)			

令和5年度 基本保育料表

保育料表① 認可保育園・認定こども園(保育園機能)・事業所内保育所(土曜実施) (月額)

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の 特別区民税の額(A階層を除く)	0歳児～2歳児				階層区分	
		保育標準時間		保育短時間			
		第1子	第2子	第1子	第2子		
A	生活保護世帯等 ※	0円	0円	0円	0円	A	
B	特別区民税非課税	0円	0円	0円	0円	B	
C1	特別区民税均等割のみ課税	1,900円	950円	1,800円	900円	C1	
C2	特別区民税所得割の額が次の区分にあたる世帯	1円以上5,000円未満	2,400円	1,200円	2,300円	1,150円	C2
C3		5,000円以上50,000円未満	3,100円	1,550円	3,000円	1,500円	C3
D1		50,000円以上53,000円未満	6,700円	3,350円	6,500円	3,250円	D1
D2		53,000円以上70,000円未満	8,300円	4,150円	8,100円	4,050円	D2
D3		70,000円以上86,000円未満	9,400円	4,700円	9,200円	4,600円	D3
D4		86,000円以上123,000円未満	15,400円	7,700円	15,100円	7,550円	D4
D5		123,000円以上160,000円未満	19,100円	9,550円	18,700円	9,350円	D5
D6		160,000円以上185,000円未満	21,500円	10,750円	21,100円	10,550円	D6
D7		185,000円以上210,000円未満	23,600円	11,800円	23,100円	11,550円	D7
D8		210,000円以上220,000円未満	25,500円	12,750円	25,000円	12,500円	D8
D9		220,000円以上240,000円未満	27,500円	13,750円	27,000円	13,500円	D9
D10		240,000円以上260,000円未満	29,200円	14,600円	28,700円	14,350円	D10
D11		260,000円以上270,000円未満	31,000円	15,500円	30,400円	15,200円	D11
D12		270,000円以上280,000円未満	32,500円	16,250円	31,900円	15,950円	D12
D13		280,000円以上290,000円未満	34,200円	17,100円	33,600円	16,800円	D13
D14		290,000円以上300,000円未満	35,700円	17,850円	35,000円	17,500円	D14
D15		300,000円以上310,000円未満	37,200円	18,600円	36,500円	18,250円	D15
D16		310,000円以上320,000円未満	38,500円	19,250円	37,800円	18,900円	D16
D17		320,000円以上330,000円未満	40,000円	20,000円	39,300円	19,650円	D17
D18		330,000円以上370,000円未満	43,400円	21,700円	42,600円	21,300円	D18
D19		370,000円以上400,000円未満	48,900円	24,450円	48,000円	24,000円	D19
D20		400,000円以上470,000円未満	53,700円	26,850円	52,700円	26,350円	D20
D21		470,000円以上540,000円未満	57,500円	28,750円	56,500円	28,250円	D21
D22		540,000円以上650,000円未満	61,800円	30,900円	60,700円	30,350円	D22
D23		650,000円以上760,000円未満	66,100円	33,050円	64,900円	32,450円	D23
D24	760,000円以上870,000円未満	70,400円	35,200円	69,200円	34,600円	D24	
D25	870,000円以上	74,700円	37,350円	73,400円	36,700円	D25	

保育料表② 夜間保育所(エイビィ保育園) (月額)

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の 特別区民税の額(A階層を除く)	0歳児～2歳児		階層区分	
		保育標準時間			
		第1子	第2子		
A	生活保護世帯等 ※	0円	0円	A	
B	特別区民税非課税	0円	0円	B	
C1	特別区民税均等割のみ課税	1,900円	950円	C1	
C2	特別区民税所得割の額が次の区分にあたる世帯	1円以上5,000円未満	2,500円	1,250円	C2
C3		5,000円以上50,000円未満	3,200円	1,600円	C3
D1		50,000円以上53,000円未満	7,000円	3,500円	D1
D2		53,000円以上70,000円未満	8,700円	4,350円	D2
D3		70,000円以上86,000円未満	9,800円	4,900円	D3
D4		86,000円以上123,000円未満	16,100円	8,050円	D4
D5		123,000円以上160,000円未満	20,000円	10,000円	D5
D6		160,000円以上185,000円未満	22,500円	11,250円	D6
D7		185,000円以上210,000円未満	24,700円	12,350円	D7
D8		210,000円以上220,000円未満	26,700円	13,350円	D8
D9		220,000円以上240,000円未満	28,800円	14,400円	D9
D10		240,000円以上260,000円未満	30,600円	15,300円	D10
D11		260,000円以上270,000円未満	32,500円	16,250円	D11
D12		270,000円以上280,000円未満	34,000円	17,000円	D12
D13		280,000円以上290,000円未満	35,800円	17,900円	D13
D14		290,000円以上300,000円未満	37,400円	18,700円	D14
D15		300,000円以上310,000円未満	39,000円	19,500円	D15
D16		310,000円以上320,000円未満	40,300円	20,150円	D16
D17		320,000円以上330,000円未満	41,900円	20,950円	D17
D18		330,000円以上370,000円未満	45,500円	22,750円	D18
D19		370,000円以上400,000円未満	51,200円	25,600円	D19
D20		400,000円以上470,000円未満	56,300円	28,150円	D20
D21		470,000円以上540,000円未満	60,300円	30,150円	D21
D22		540,000円以上650,000円未満	64,800円	32,400円	D22
D23		650,000円以上760,000円未満	69,300円	34,650円	D23
D24	760,000円以上870,000円未満	73,800円	36,900円	D24	
D25	870,000円以上	78,300円	39,150円	D25	

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいう。

保育料表③ 保育ママ・保育ルーム・事業所内保育所(土曜未実施)

(月額)

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の特別区民税の額(A階層を除く)		家庭的保育者		保育ルーム・事業所内保育所(土曜未実施)				階層区分
			0~2歳児クラス		2歳児クラスまで				
			保育短時間		保育標準時間		保育短時間		
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯等 ※		0円	0円	0円	0円	0円	0円	A
B	特別区民税非課税		0円	0円	0円	0円	0円	0円	B
C1	特別区民税均等割のみ課税		1,000円	500円	1,700円	850円	1,600円	800円	C1
C2	特別区民税所得割の額が次の区分にあたる世帯	1円以上5,000円未満	1,200円	600円	2,200円	1,100円	2,100円	1,050円	C2
C3		5,000円以上50,000円未満	1,600円	800円	2,800円	1,400円	2,700円	1,350円	C3
D1		50,000円以上53,000円未満	3,400円	1,700円	6,200円	3,100円	6,000円	3,000円	D1
D2		53,000円以上70,000円未満	4,200円	2,100円	7,700円	3,850円	7,500円	3,750円	D2
D3		70,000円以上86,000円未満	4,800円	2,400円	8,700円	4,350円	8,500円	4,250円	D3
D4		86,000円以上123,000円未満	7,800円	3,900円	14,300円	7,150円	14,000円	7,000円	D4
D5		123,000円以上160,000円未満	9,800円	4,900円	17,700円	8,850円	17,300円	8,650円	D5
D6		160,000円以上185,000円未満	11,000円	5,500円	19,900円	9,950円	19,500円	9,750円	D6
D7		185,000円以上210,000円未満	12,000円	6,000円	21,900円	10,950円	21,500円	10,750円	D7
D8		210,000円以上220,000円未満	13,000円	6,500円	23,700円	11,850円	23,200円	11,600円	D8
D9		220,000円以上240,000円未満	14,000円	7,000円	25,500円	12,750円	25,000円	12,500円	D9
D10		240,000円以上260,000円未満	14,900円	7,450円	27,100円	13,550円	26,600円	13,300円	D10
D11		260,000円以上270,000円未満	15,800円	7,900円	28,800円	14,400円	28,300円	14,150円	D11
D12		270,000円以上280,000円未満	16,600円	8,300円	30,200円	15,100円	29,600円	14,800円	D12
D13		280,000円以上290,000円未満	17,400円	8,700円	31,800円	15,900円	31,200円	15,600円	D13
D14		290,000円以上300,000円未満	18,200円	9,100円	33,200円	16,600円	32,600円	16,300円	D14
D15		300,000円以上310,000円未満	19,100円	9,550円	34,500円	17,250円	33,900円	16,950円	D15
D16		310,000円以上320,000円未満	19,700円	9,850円	35,800円	17,900円	35,100円	17,550円	D16
D17		320,000円以上330,000円未満	20,400円	10,200円	37,200円	18,600円	36,500円	18,250円	D17
D18		330,000円以上370,000円未満	22,100円	11,050円	40,300円	20,150円	39,600円	19,800円	D18
D19	370,000円以上400,000円未満	25,100円	12,550円	45,400円	22,700円	44,600円	22,300円	D19	
D20	400,000円以上470,000円未満	27,400円	13,700円	49,900円	24,950円	49,000円	24,500円	D20	
D21	470,000円以上540,000円未満	29,400円	14,700円	53,400円	26,700円	52,400円	26,200円	D21	
D22	540,000円以上650,000円未満	31,500円	15,750円	57,400円	28,700円	56,400円	28,200円	D22	
D23	650,000円以上760,000円未満	33,800円	16,900円	61,400円	30,700円	60,300円	30,150円	D23	
D24	760,000円以上870,000円未満	36,000円	18,000円	65,400円	32,700円	64,200円	32,100円	D24	
D25	870,000円以上	38,200円	19,100円	69,400円	34,700円	68,200円	34,100円	D25	

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいう。

- 保育施設の種別により基本保育料が異なります。
- 3歳児クラス~5歳児クラスに在籍するお子さんの基本保育料は無料です。
- 認可保育園及び認定こども園(保育園機能)の保育料は、区立園・私立園ともに同額です。
- 第1子、第2子の考え方は、生計を一にする被監護者の兄・姉から数えた順番です。
※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、勤務・就学・療養等の都合上別居している場合や、常に生活費・学費・療養費等の送金が行われている場合も含まれます。
- 保育料の納付が遅れた場合は、延滞金がかかることがあります。納付が困難な場合はご相談ください。
- 区立園及び保育ルームの延長保育料については、『新宿区立保育園・子ども園延長保育のご案内(令和5年度版)』をご覧ください。私立園の延長保育料については、直接園にお問い合わせください。延長保育料における第2子以降の減額はありせん。



VII Q & A

入園(転園)申込みに関するQ&A

申込みに関すること

Q1 6月に1歳になる子どもの7月入園を申し込む場合は、何歳児クラスでの申込みになりますか？

A1 0歳児クラスでの申込みになります。クラスは4月1日時点での年齢によって決まります。また、年度の途中で誕生日を迎えた場合でもクラスは変わりません。(例：令和4年6月10日生まれのお子さんの場合→令和5年4月1日時点では0歳9か月ですので、令和5年度は0歳クラスでの申込みとなります。)
→詳細はP. 9参照

Q2 早めに申込みをした方が有利ですか？

A2 4月入園を除き、申込みの受付には開始時期を定めていません。申込締切日までに申込みのあった書類に基づいて利用調整をしますので、申込みの早い・遅いは影響しません。なお、申込みの有効期間は申込日から起算して6か月以内で、入園月初日が含まれる月の申込みまで有効です。そのため、早めに申し込む場合の有効期間にご注意いただく他、申込み後に家庭状況や就労状況等に変更があった場合は必ずご連絡ください。

Q3 4月の入園を申し込む予定ですが、同時に1月・2月の申込みをしたい場合、年度が変わるので申込書類は2部必要ですか？

A3 1月・2月入園に申込み、不承諾となった場合は継続して4月入園の利用調整の対象となりますので、提出書類は1部で構いません。ただし、新年度の「エントリーシート」、「保育園等に関する留意事項」の提出が必要となる場合があります。1月・2月入園(転園)の利用調整において内定となった場合は、その申込みの有効期間は終了となるため、4月入園(転園)一次の利用調整の対象にはなりません。なお、4月入園の申込みは、1月・2月入園の申込みを兼ねていませんのでご注意ください。

Q4 書類の提出はFAXでも可能ですか？

A4 原則として郵送での提出をお願いしていますが、申込締切日近くで郵送等では期日までに間に合わない場合にはFAXによる申込書類や追加書類の提出を受け付けています。FAXで送信された場合は、到着連絡はしませんので、必ず送信後に保育課入園・認定係に連絡し、提出内容や枚数、到着状況をご確認ください。

Q5

転職したばかりのため、就労証明書の直近の就労実績に記載がありません。
利用調整で不利になりますか？

A5

間を空けずに前職と同等の就労時間等の転職をしていることが確認できる場合は、既就労者として指数を付け利用調整します。そのため、転職前の給与明細等、間を空けずに就労を継続していることが確認できる書類の提出が必要となります。提出のない場合は、就労内定の扱いとして指数を減じて利用調整を行います。

Q6

出産前から保育園等を申し込んでおくことは可能ですか？

A6

保育園等の申込みは、お子さんが出生されてからの受付となります。ただし、4月入園の申込みについては、申込締切日を早く設定していることから、申込締切日から2月17日までに出産予定のお子さんの申込み(出産前仮申込み)も受け付けます。4月入園対象のお子さんと併せて利用調整します。

→詳細はP. 17参照

利用調整に関すること

Q7

基本指数、調整指数の違いは何ですか？

A7

「基本指数」は、保育の必要性の要件(就労や就学など)に応じて全世帯に必ず計上される、利用調整の基本となる指数です。この基本指数に対し、保護者やお子さんの状況等により加点、または減点するものが「調整指数」です。基本指数と調整指数を合わせたものがその世帯の指数となり、指数の高い順に入園内定となります。同一指数で複数世帯が並んだ場合には、同一指数時の優先順位により判断します。

Q8

出産前の勤務時間は9時から17時まででしたが、出産後は労働契約を変更し10時から16時までとなる予定です。基本指数は6時間の就労として付きますか？

A8

本来の就労時間(契約上の就労時間)が8時間の場合であって、育児短時間等の取得により6時間の就労としている場合は、8時間の就労として指数を付けることが可能ですが、本来の就労時間(契約上の就労時間)を6時間に変更している場合には、6時間の就労として利用調整することとなります。

Q9

4月入園申込みにあたり、1月から認可外保育施設を利用し復職予定の場合は、認可外保育施設を利用していることによる加点や優先順位が適用になりますか？

A9

1月1日からの認可外保育施設を利用開始の場合、4月入園申込締切日後のため加点・優先順位の対象にはならず、育児休業復職予定者としての利用調整となります。認可外保育施設利用の加点や優先順位が適用されるのは、申込締切日時点で認可外保育施設等を利用し復職の上、保育を必要とする時間・日数のすべて満たしていることが証明される場合です。

Q10

育児休業の延長を目的としているため不承諾を希望します。不承諾通知書はもらえますか？

A10

育児休業の延長が目的の申込みであったとしても通常どおり利用調整をするため、結果が不承諾の場合のみ不承諾通知書を発行します。内定になった場合は不承諾通知書は発行できません。

内定後に関すること

Q11

転園の申込みをし内定しましたが、転園をやめたいと思います。辞退は可能ですか？

A11

いかなる理由があっても転園を辞退して元の園に戻ることはできません。これは、転園が内定となった場合、そのお子さんが在籍していた園の定員に空きができ、別のお子さんの入園が内定するためです。したがって、転園申込みは慎重にご検討ください。転園申込みの取下げは、各入園月の申込締切日まで受け付けます。

Q12

内定の連絡を受けたところですが、転職を検討しています。内定は取消しとなりますか？

A12

転職後の就労状況により、内定取消しとなる場合があります。利用調整は、申込締切日までに提出された書類によって確認できる状況が内定後(入園後)も継続することを前提としています。そのため、家庭状況や就労状況に変更があった場合、変更後の状況により指数を再算定し利用調整をやりなおします。その結果、指数が下がるような状況である場合には、内定取消しや退園となる場合があります。

なお、家庭状況や就労状況が変更となった(なる)場合には、入園前・入園後を問わず、必ず保育課入園・認定係までご連絡ください。

保育料に関すること

Q13 保育料表階層の税額と特別区民税が違うのはなぜですか？

A13 住宅借入金等特別控除や寄付金控除等は、保育料の計算では控除対象外です。区で再計算をしていますので、必ずしも税額と一致するとは限りません。

Q14 保育料表の区分「保育標準時間」「保育短時間」の違いは何ですか？

A14 保育必要量を示すものであり、保育標準時間は最長11時間、保育短時間は最長8時間の保育時間となります。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料の△1.7%です。

Q15 月の途中で保育必要量の認定が保育標準時間から保育短時間変わった場合に、保育料はどうなりますか？

A15 保育料は月初日に認定された保育必要量で決まります。実際の預かり時間は認定変更後の保育必要量によりますが、保育料は翌月分から変更となります。

Q16 保育料を減額してもらえることはありますか？

A16 保育料の支払いが著しく困難な状況になった場合や、お子さんが心身障害児等の場合は減額申請ができます。審査の結果、減額が決まったときは、申請の翌月から減額された額が適用となります。



VIII 資料

保育園・子ども園等一覧表

令和4年10月現在

園名(50音順)	受入月齢 (～以上)	所在地	電話番号	基本 開所時間	延長 保育	定員 ※①					
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

【認可保育園】

*0歳児クラスの定員のうち、()内表記は10月入園の募集人数です。

区立	1	大久保第一保育園	57日	大久保3-11-1	3203-0346	7:15～18:15	1時間	11	21	21	21	21	21	116	
	2	高田馬場第二保育園	57日	高田馬場1-4-17	3209-1433	7:15～18:15	1時間	9	16	20	20	20	20	105	
	3	長延保育園	57日	市谷長延寺町8	3260-1335	7:30～18:30	1時間	9	13	13	13	13	13	74	
	4	富久町保育園	※② ※④	43日	富久町22-21	3357-7720	7:30～18:30	3時間	24 (4)	25	25	30	30	30	164
	5	戸山第二保育園	57日	戸山2-18-101	3203-2385	7:30～18:30	1時間	14	17	20	20	20	20	111	
	6	中落合第二保育園	57日	中落合2-7-24	3952-7165	7:15～18:15	1時間	17 (3)	23	24	24	24	24	136	
	7	西早稲田保育園	※④	57日	西早稲田1-9-30	3209-5294	7:30～18:30	1時間	9	12	13	15	15	15	79
	8	東五軒町保育園	※②	57日	東五軒町5-24	3269-6820	7:15～18:15	1時間	24 (3)	30	30	30	30	30	174
	9	百人町保育園	57日	百人町2-18-21	3367-4991	7:15～18:15	2時間	9	12	16	16	16	16	85	
	10	弁天町保育園	※②	57日	(仮園舎)早稲田町78 (新園舎)弁天町50	5272-0165 3268-1337	7:30～18:30	1時間	23 (3)	25	25	25	25	25	148
	11	早稲田南町保育園	57日	早稲田南町50	3203-7848	7:30～18:30	1時間	9 (3)	10	14	15	15	15	78	
	12	早稲田南町保育園分園	※② ※④	57日	早稲田南町36	3204-5201	7:30～18:30	1時間	18 (3)	20	24	27	27	27	143
私立	1	(仮称)アイگران保育園落合	※② ※④ ※⑥	43日	上落合1-5-2 羽場ビル	6908-7381	7:30～18:30	2時間	12	18	18	23	23	23	117
	2	(仮称)アイگران保育園西新宿	※⑥	1歳クラス	西新宿6-11-3 Dタワー西新宿2F	6258-1098	7:30～18:30	2時間	/	6	10	10	10	10	46
	3	アスク神楽坂保育園	※②	57日	(0・1歳児) 矢来町98-1 スキップビル1F (2～5歳児) 矢来町89-2	5225-6933 5206-4250	7:30～18:30	2時間	9	10	15	15	15	15	79
	4	アスク北新宿保育園	57日	北新宿2-4-11	5338-2511	7:30～18:30	2時間	6	15	15	15	15	15	81	
	5	アスク新宿南町保育園	1歳クラス	南町20-3	5225-2166	7:30～18:30	2時間	/	15	18	18	19	19	89	
	6	アスク薬王寺保育園	※④	1歳クラス	市谷薬王寺町51	5362-7177	7:30～18:30	2時間	/	10	10	18	18	18	74
	7	ウイズブック保育園中落合	57日	中落合3-21-10	6914-4960	7:00～18:00	2時間	6	10	12	12	12	14	66	
	8	エイビィンイ保育園 (夜間保育所)	※② ※③	43日	(本園)大久保2-11-5 (分園)大久保2-16-1	3232-9633	11:00～22:00	13時間	15	15	15	15	15	15	90
	9	オルト保育園	43日	高田馬場3-40-3	5332-7081	7:30～18:30	2時間	15 (3)	20	21	22	22	22	122	
	10	キッズガーデン新宿西落合	1歳クラス	西落合2-7-16 伊勢光ビル2・3F	6908-1723	7:30～18:30	2時間	/	16	16	16	16	16	80	
	11	キッズタウン下落合保育園	57日	下落合1-9-10	3365-1332	7:30～18:30	2時間	15	20	24	24	24	24	131	
	12	きゃんぱす東新宿保育園	1歳クラス	新宿7-16-8	6380-3460	7:30～18:30	2時間	/	10	10	10	10	10	50	
	13	クオリスキッズ'おおくぼ保育園	57日	百人町2-22-6	5937-0418	7:30～18:30	2時間	6	10	11	11	11	11	60	
	14	グローバルキッズ'愛住町園	57日	愛住町6	6380-6798	7:30～18:30	2時間	6	14	15	15	15	15	80	
	15	グローバルキッズ'神楽坂園	57日	神楽坂4-8 神楽坂プラザビル1F	3269-8011	7:30～18:30	2時間	6	10	11	11	11	11	60	
	16	グローバルキッズ'西落合保育園	57日	西落合3-19-9	3952-5600	7:30～18:30	2時間	9	15	18	18	18	18	96	
	17	グローバルキッズ'西新宿園	57日	西新宿5-5-1 2F	6383-3793	7:30～18:30	2時間	6	9	9	9	9	9	51	
	18	グローバルキッズ'若葉園	57日	若葉1-9	3353-2002	7:30～18:30	2時間	7	7	7	7	7	7	42	
	19	獅子吼保育園	1歳クラス	中井2-8-6	3951-0759	7:15～18:15	1時間	/	15	17	16	16	16	80	
	20	至誠会保育園	※①	43日	河田町10-13	3341-4677	7:00～18:00	2時間	15 (3)	25	30	30	30	30	160
	21	下落合そらいろ保育園	※⑤	6か月	中落合2-7-5 1F	3565-5050	7:30～18:30	2時間	9	14	14	14	14	15	80
	22	小学館アカデミー'飯田橋ガーデン保育園	57日	新小川町4-11	5206-3722	7:30～18:30	2時間	6	10	11	11	11	11	60	
	23	新栄保育園	43日	百人町3-21-14	6304-0241	7:30～18:30	2時間	21 (3)	21	21	25	30	30	148	
	24	新宿こだま保育園	43日	中落合4-25-19	5988-7807	7:30～18:30	2時間	12 (3)	15	18	20	20	20	105	
	25	新宿成子坂愛育園	※②	57日	西新宿6-7-39	3342-6907	7:15～18:15	1時間	15 (3)	19	24	24	24	24	130

保育園・子ども園等一覧表

令和4年10月現在

園名(50音順)	受入月齢(～以上)	所在地	電話番号	基本開所時間	延長保育	定員 ※①						計	
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
【認可保育園】													
*0歳児クラスの定員のうち、()内表記は10月入園の募集人数です。													
26	新宿三つの木保育園もりさんかくしかく	43日	大京町29	6457-4455	7:30～18:30	2時間	12	12	14	14	14	14	80
27	太陽の子 新小川町保育園	57日	新小川町1-8 こだまビル2F	5579-2348	7:30～18:30	2時間	6	10	12	12	12	12	64
28	東京母子愛育会保育園	8か月	北新宿4-21-14	3369-6005	7:30～18:30	1時間	6	15	18	21	20	20	100
29	にじいろ保育園市谷加賀町	57日	市谷加賀町2-4-18	6280-7391	7:30～18:30	2時間	6	12	12	12	12	12	66
30	にじいろ保育園高田馬場西 ※②	57日	高田馬場1-24-16 内田ビル1F	6302-1073	7:30～18:30	2時間	6	6	6	6	/	/	24
31	にじいろ保育園高田馬場東	1歳クラス	高田馬場1-16-26	6205-6338	7:30～18:30	2時間	/	12	12	12	18	18	72
23	にじいろ保育園高田馬場南 ※②	57日	大久保3-8-4 新宿ガ-デンタワーアネックス2F	6457-6991	7:30～18:30	2時間	5	5	5	5	/	/	20
33	にじいろ保育園西早稲田	1歳クラス	西早稲田1-2-2	6273-9227	7:30～18:30	2時間	/	10	12	15	15	15	67
34	にじいろ保育園四ツ谷 ※②	1歳クラス	四谷1-6-1 コモレ四谷2F	6709-9123	7:30～18:30	2時間	/	10	10	10	/	/	30
35	ニキキッズ曙橋保育園 ※②	57日	(0～2歳児) 市谷台町1-3 モデラト1F	5366-5127	7:30～18:30	2時間	6	11	12	12	12	12	65
			(3～5歳児) 愛住町22 第3山田ビル1F	5367-0196									
36	八幡神社愛育園	1歳クラス	上落合1-26-19	3368-3939	7:30～18:30	1時間	/	14	16	18	14	14	76
37	原町みゆき保育園 ※①	43日	原町2-43	3356-2663	7:30～18:30	2時間	24 (4)	25	30	27	27	27	160
38	ぴっころきっず西早稲田	1歳クラス	西早稲田3-9-14	3209-2267	7:00～18:00	2時間	/	11	13	13	13	13	63
39	二葉南元保育園	43日	南元町4	3351-3819	7:00～18:00	2時間	15 (3)	18	18	20	20	19	110
40	フロンティアキッズ曙橋 ※②	1歳クラス	(1・2歳児)河田町3-29 ブラウドフラット新宿河田町1F	5379-1680	7:00～18:00	2時間	/	10	14	14	16	16	70
			(3～5歳児) 河田町3-16	6273-0886									
41	フロンティアキッズ新宿	57日	新宿6-27-56 新宿スクエアビル2F	3208-2744	7:00～18:00	2時間	8	8	8	8	8	8	48
42	保育所まむ高田馬場駅前園	57日	高田馬場3-1-5 花川第2ビル1・2F	6279-1105	7:30～18:30	2時間	6	13	14	14	14	14	75
43	ぽけっとランド市ヶ谷保育園 ※①	1歳クラス	市谷船河原町1 市ヶ谷エスワンビル2・3F	5227-7520	7:30～18:30	2時間	/	20	22	22	23	23	110
44	ほっぺるランド牛込 ※④	57日	北山伏町1-2	6265-0841	7:30～18:30	2時間	12	20	20	21	21	21	115
45	ほっぺるランド神楽坂	57日	榎町43-1 ユニゾ神楽坂ビル2・3F	5227-6798	7:30～18:30	2時間	9	15	17	17	32	32	122
46	ほっぺるランド上落合 ※④	57日	上落合1-15-13	6908-8415	7:30～18:30	2時間	12	16	16	24	24	24	116
47	ほっぺるランド北新宿	1歳クラス	北新宿3-9-20	5937-2960	7:30～18:30	2時間	/	6	6	10	25	25	72
48	ほっぺるランド新大久保 ※②	57日	大久保1-16-20	6380-3920	7:30～18:30	2時間	12	15	15	15	/	/	57
49	ほっぺるランド早稲田鶴巻町 ※②	57日	早稲田鶴巻町575-1 早稲田鶴巻町パーク・ホームズ1F	3235-5008	7:30～18:30	2時間	15	15	15	15	/	/	60
50	ポピンズナーサリースクール市ヶ谷	57日	払方町19-1 エミン-市ヶ谷ビル2・3F	5946-8670	7:30～18:30	2時間	9	12	14	15	15	15	80
51	ポピンズナーサリースクール四ツ谷	1歳クラス	市谷本村町2-10 ストリーム市ヶ谷3F	5225-2015	7:30～18:30	2時間	/	10	12	13	13	13	61
52	ルーチェ保育園西新宿 ※②	57日	(0～2歳児)西新宿7-18-1 TOMOEビル2F	5937-5581	7:15～18:15	2時間	5	12	12	12	12	12	65
			(3～5歳児)西新宿7-18-5 VORT西新宿ビル1F	5937-1185									
53	(仮称)ポピンズナーサリースクール西新宿	57日	西新宿5-801(地番)	3447-2102 (本部)	7:30～18:30	2時間	6	9	9	12	12	12	60

※① 各クラスの定員であり、4月入園の申込み時に定員数どおりの募集を行うわけではありません。なお、至誠会保育園、ぽけっとランド市ヶ谷保育園は、受入れ人数を掲載しています。原町みゆき保育園については、受入れ人数が変わる可能性があります。
 (例：弁天町保育園：4月入園申込みの1歳児クラス、0歳児クラス定員と差し引き2名の募集)
 0歳児クラスは、園により10月に()内の人数を受入れます。
 (例：富久町保育園：0歳児クラスの定員24名のうち、4月募集予定数は20名、10月募集予定数は4名)

※② 「保育園等に関する留意事項」をご覧ください。

※③ エイビィンイ保育園は夜間保育所のため、保護者が夜間保育所の開園日に週3日以上かつ午後4時以降に5時間以上の就労等を常態としている場合に限り、申込みが可能です。

※④ 3歳児クラスでの定員増分は、地域型保育事業の連携施設としての優先入園枠です。連携施設の希望状況によって通常の入園枠に開放する場合があります。

※⑤ 下落合そらいろ保育園の3歳児クラスの定員数には、連携施設としての定員は含まれていません。

※⑥ (仮称)アイグラン保育園落合、(仮称)アイグラン保育園西新宿は、令和5年4月より、あい保育園落合、あい保育園西新宿から園名変更予定です。

保育園・子ども園等一覧表

令和4年10月現在

園名(50音順)	受入月齢 (~以上)	所在地	電話番号	基本 開所時間	延長 保育	定員 ※①					
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

【認定子ども園】※②

*0歳児クラスの定員のうち、()内表記は10月入園の募集人数です。

区立	1	あいじつ子ども園	57日	北町17	3266-0189	7:30~18:30	1時間	10	18	18	20	30	30	126
	2	大木戸子ども園	57日	四谷4-17	3358-1431	7:30~18:30	1時間	29 (3)	36	37	37	37	37	213
	3	おちごなかい子ども園 ※③	57日	(乳児園舎)中井1-8-12 (幼児園舎)上落合3-1-6	3361-7000 3227-2048	7:30~18:30	1時間	12	18	18	20	20	20	108
	4	柏木子ども園	57日	(乳児園舎)北新宿2-3-7 (幼児園舎)北新宿2-11-1	3369-5855 3227-2118	7:30~18:30	1時間	15	18	18	18	18	18	105
	5	北新宿子ども園	57日	北新宿3-20-2	3365-0225	7:15~18:15	1時間	11	17	20	20	20	20	108
	6	しなのまち子ども園	57日	信濃町20	3357-6853	7:30~18:30	1時間	12	20	20	20	20	20	112
	7	戸山第一子ども園	57日	戸山2-26-101	3202-7879	7:30~18:30	1時間	9	15	18	20	20	20	102
	8	西落合子ども園	57日	西落合1-31-24	3954-1064	7:30~18:30	1時間	12	17	18	20	20	20	107
	9	西新宿子ども園	57日	西新宿4-35-5	3299-7727	7:30~18:30	1時間	10	20	20	22	22	22	116
	10	四谷子ども園	57日	四谷2-6	5369-3775	7:30~18:30	2時間	9	18	20	20	25	25	117
私立	1	大久保わかさ子ども園	43日	大久保1-4-1	6265-9990	7:30~18:30	2時間	15 (3)	18	18	18	18	18	105
	2	しんえい子ども園 もくもく	43日	高田馬場4-36-12	5332-5544	7:00~18:00	2時間	21 (3)	25	25	25	25	25	146
	3	しんじゅくいるまこども園	43日	戸山1-21-1	6302-1221	7:30~18:30	2時間	18	23	24	24	24	24	137
	4	新宿せいが子ども園	43日	下落合2-10-20	3954-4190	7:30~18:30	2時間	21 (3)	30	30	30	30	30	171
	5	ChaCha Children Higashitoyama	43日	戸山2-34-101	5155-4321	7:00~18:00	2時間	12 (3)	18	20	20	20	20	110
	6	富久ソラのこども園ちいさなうちゅう	43日	富久町14-1	6380-0414	7:30~18:30	2時間	12 (3)	24	24	27	27	27	141
	7	富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園	43日	新宿5-3-13	6380-6437	7:30~18:30	2時間	12	12	12	12			48
	8	認定こども園新宿ヘアーズ ※③	57日	西新宿5-25-11 エイン・エス西新宿ビル1・3F	6276-5431	7:30~18:30	2時間	6	10	10	19	19	19	83

【地域型保育事業（保育ルーム・事業所内保育所）】※②

保育 ル ー ム ・ 事 業 所 内 保 育 所	1	保育ルームえどがわ園 ※④	1歳クラス	水道町1-28 (江戸川小学校内)	3266-7350	7:30~18:30	1時間		6	6	6	6	6	30
	2	保育ルームおちにすくすく園 ※④	1歳クラス	上落合2-10-23 (落合第二小学校内)	3227-0703	7:30~18:30	1時間		9	10				19
	3	保育ルームつるまき園 ※④	1歳クラス	早稲田鶴巻町140 (鶴巻幼稚園内)	3205-9525	7:30~18:30	1時間		6	6				12
	4	保育ルームべんてん ※④	1歳クラス	若松町16-2 BENTEN international ビル	6302-1024	7:30~18:30	1時間		9	10				19
	1	キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園 ※② ※④ ※⑤	57日	市谷本村町5-1 厚生棟2階	3235-3757	7:30~18:30	1時間	1 5	3 6	3 12				30
	2	とちよう保育園 ※④ ※⑤	57日	西新宿2-8-1 東京都議会議事堂1階南側	5990-5301	7:00~18:00	4時間	6 6	9 9	9 9				48
	3	もみの樹園事業所内保育所 ※⑤	57日	上落合1-17-8 特別養護 老人ホーム「もみの樹園」内6F	3565-7301	7:30~18:30	1時間	4 2	8 4	8 4				30

※① 0歳児クラスは、園により10月に()内の人数を受入れます。

(例：大木戸子ども園：0歳児クラスの定員29名のうち、4月募集予定数は26名、10月募集予定数は3名)

※② 「保育園等に関する留意事項」をご覧ください。

※③ 3歳児クラスでの定員増分は、地域型保育事業の連携施設としての優先入園枠です。連携施設の希望状況によって通常の入園枠に開放する場合があります。

※④ 各保育ルーム・キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園・とちよう保育園については、土曜日保育の実施はありません。

※⑤ 事業所内保育所は、地域の方(区民)が対象となる『地域枠』と従業員や協定を提携している企業の従業員が対象となる『従業員枠』(着色部分)があります。新宿区の窓口では、『地域枠』の申込みの受付を行います。

【家庭的保育者（保育ママ）】

	家庭的保育者名	受入月齢	所在地	基本開所時間	備考
1	井上ママ	生後5週以上 満3歳未満まで	赤城元町	9:00~17:00	土・日曜日、祝日、年末年始ほか、年次休暇・夏季休暇等により、お休みとなる場合があります。
2	田口ママ		市谷柳町		

※「保育園等に関する留意事項」をご覧ください。

※延長保育は、上記保育時間外の2時間以内(8:00~9:00、17:00~18:00)で応相談となります。

※年次休暇、夏季休暇等により保育を行うことができない場合がありますが、保護者が希望する場合は、連携する区立認可保育園において代替保育を行います。

認証保育所・認可外保育施設等のご案内

認証保育所等について

1 認証保育所

認証保育所は、大都市の多様な保育ニーズに対応するため、東京都が独自に基準を定めて認証した保育施設です。全園で0歳児保育を実施し、13時間以上開所するという特長があります。運営は民間事業者により行われ、保育料は東京都が定めた上限額の範囲内で、各園が設定しています。

新宿区内で運営中の認証保育所は10所（61ページ参照）です。運営事業者との直接契約となるため、空き状況の確認や入所申込みは、直接、希望する施設にご連絡ください。

なお、毎月1日現在の空き状況は、新宿区ホームページでご覧になれます。（毎月5日頃更新）

2 認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可を受けずに運営する保育施設（認証保育所を除く）を指します。

認可外保育施設の名称は、〇〇保育所、〇〇保育園、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビーホテルなど、さまざまであり、施設や保育の内容は、各施設により異なっていることが特長です。

運営事業者との直接契約となるため、空き状況の確認や入所申込みは、直接、希望する施設にご連絡ください。

なお、毎月1日現在の認可外保育施設一覧は、東京都ホームページ等でご覧になれます。

3 保育料助成制度

新宿区では、認証保育所や指導監督基準を満たす認可外保育施設を利用されている方を対象に、保育料を助成しています。

制度の詳細は、下記にお問い合わせいただくか、新宿区ホームページをご覧ください。

4 お問い合わせ先

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係（区役所第一分庁舎7階）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号
電話:03-5273-4584（直通） FAX:03-3209-2795

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費のご案内

施設等利用費について

1 施設等利用費とは

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化により、認可保育園・認定こども園や幼稚園などの基本保育料のほか、認証保育所やベビーホテル等の認可外保育施設等の利用料についても、上限額の範囲内で無償化されました。

認証保育所等の無償化は、認可保育所等とは異なり、保育料を施設や事業所に支払った後に、区に対し、無償化の給付の請求を行っていただく必要があります。

この無償化の給付のことを「施設等利用費」といいます。

2 施設等利用費を請求できる方

施設等利用費を請求するためには、利用する月の前月末日までに、新宿区から「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。

【施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）の要件】

保育の必要性	クラス	課税状況	在園状況
あり	3歳～5歳児	—	認可保育園、認定こども園、幼稚園等の在園児を除く。
	0歳～2歳児	住民税非課税世帯	

※施設等利用給付認定を受けていない場合は、施設等利用費を請求することはできません。施設等利用給付認定の手続き等については、保育課入園・認定係（区役所本庁舎2階14番窓口・☎03-5273-4527）にお問い合わせください。

3 施設等利用費の対象施設・事業所

区市町村から確認を受けた認証保育所や認証保育所以外の認可外保育施設が対象です。対象施設の一覧表は、新宿区のホームページに掲載しています。

4 お問い合わせ先

新宿区子ども家庭部保育指導課給付係（区役所第一分庁舎7階）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目5番1号
電話:03-5273-4584（直通） FAX:03-3209-2795

新宿区内認証保育所一覧

令和4年10月現在

	施設名称	所在地	電話	FAX	定員	運営事業者	開設年月
1	エデュケアセンター・新宿	富久町13-1 ローレルコート 新宿タワータウンフォーラム2階	5363-1015	5363-1015	22名	(株)バソナフォスター	H15年1月
2	北新宿雲母保育園	北新宿3-2-1 1階	5937-4347	5937-4348	40名	(株)モード・プランニング・ジャパン	H21年2月
3	キッズバオ高田馬場 あおぞら園	高田馬場4-23-28 ヒルズISHIDA1階	6908-8140	6908-8140	28名	(株)マミーズファミリー	H22年12月
4	コスモス保育園	大久保2-4-1 ヴィラファイネ東新宿1階	3208-8506	3208-8506	25名	NPO法人 育豊会	H24年11月
5	ソラスト神楽坂	改代町26-1 三田村ビル1階	5206-7317	5206-7318	40名	(株)ソラスト	H15年7月
6	フロンティアキッズ 夏目坂	若松町33-1 リエール若松町1階	6681-4645	6681-4645	21名	(株)フューチャーフロンティアーズ	H30年4月
7	ぼけっとランド信濃町	信濃町8 外苑北SRCビル2階	5368-0521	5368-0534	40名	学校法人 三幸学園	H24年3月
8	ぼっぼのいえほいくえん	下落合1-16-7 東京三協信用金庫下落合ビル	3950-2060	3951-5665	40名	NPO法人 鳩の会 ぼっぼのいえほいくえん	H23年3月
9	ポピンズナーサリー スクール早稲田	西早稲田1-1-7 早稲田STEP23 2階	5155-2168	5155-2169	54名	(株)ポピンズエデュケア	H19年2月
10	メリーポピンズ 神楽坂ルーム	榎町72 フォートリス早稲田1階	3267-1366	3267-1366	24名	(株)ゴーエスト	H23年3月



Ⅸ 申込書類

☞ 切り取ることができます

入園(転園)申込書【保育施設・地域型保育事業 利用申込書】

月入園(転園)希望

年 月 日

新宿区長 宛て

申込者：居住地 新宿区

(引越しの場合は引越し前の住所) _____

自宅電話番号： _____

父：携帯電話番号： _____

※内定時の連絡先として希望する番号に☑チェックしてください。

母：携帯電話番号： _____

保護者氏名

下記の3点に同意の上で、次のとおり、保育施設・地域型保育事業の利用を申込みます。

* 個人番号の利用により、区が保有する特別区民税の課税情報、生活保護世帯等^{※1}、児童扶養手当の受給情報又は障害者関係情報を確認すること。

また、他市区町村が保有する当該情報を照会すること。

* 申込時および入園後、保育施設・地域型保育事業に申込み状況・家庭状況等を提供すること。

* 虚偽の報告や答弁等をした場合、条例により過料に処することがあること。

入力日(※区記入欄)

	認定保護者の選択 ^{※2}	入園(転園)を希望する児童の世帯員(同居の親族を含めて記入してください)				クラス	令和4年1月1日	令和5年1月1日
		フリガナ	続柄	生年月日	職業、通学先・通園先名等		現在の居住地 ^{※3}	現在の居住地 ^{※3}
保護者	<input type="checkbox"/>	氏名		(歳) 年 月 日			<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 () ()	<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 () ()
	<input type="checkbox"/>	氏名		(歳) 年 月 日			<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 () ()	<input type="checkbox"/> 新宿区 <input type="checkbox"/> その他 () ()
入園(転園)を希望する児童の番号を○で囲むこと	1		子	(歳) 年 月 日			こどもコード(※区記入欄)	
	2		子	(歳) 年 月 日			※	
	3			(歳) 年 月 日				
	4			(歳) 年 月 日				
	5			(歳) 年 月 日				

生活保護等^{※1} 受給世帯 非該当 ・ 該当 (年 月 日から受給開始)

ひとり親の場合 死別・離婚・調停中・未婚・その他 () 年 月 から
DV相談等 有(相談先:) ・ 無
養育費 有(月額 円) ・ 無 児童扶養手当受給 有 ・ 無 ・ 手続中

希望園(第11希望以上ある場合は、別紙に記入)				転園希望理由	
1	保育園 子ども園	6	保育園 子ども園	理由: _____	
2	保育園 子ども園	7	保育園 子ども園	_____	
3	保育園 子ども園	8	保育園 子ども園	支給認定証の交付希望	
4	保育園 子ども園	9	保育園 子ども園	<input type="checkbox"/> 支給認定証の交付を希望する 上記の欄にチェックがない場合には、教育・保育給認定通知書を送付します。支給認定証の交付を受けた場合で、教育・保育給付認定の変更の認定があったときは、交付を受けた支給認定証を返還する必要があります。	
5	保育園 子ども園	10	保育園 子ども園		

保育を必要とする期間 年 月 日から 年 月 日まで・小学校就学始期まで

※1 「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付をいう。

※2 教育・保育給付認定保護者とする方に☑チェックしてください。教育・保育給付認定保護者から保育料を徴収します。

※3 各年の1月1日現在に新宿区外にお住まいだった場合は、居住していた都道府県名及び市区町村名を記入してください。

家庭状況票 1

この家庭状況票は、保育の必要性の確認及び利用調整を決定する際の資料となりますので、該当事項は事実に基づき正確に記入してください。また、必要に応じて証明書等の提出をお願いいたしますのでご了承ください。

		父 の 状 況	母 の 状 況
就 労 (予 定) の 状 況	就 労 形 態 (該当に○印)	居宅外勤務(常勤・パート・その他)、居宅内勤務(自営・在宅勤務) 求職(内定・活動中)、その他()	居宅外勤務(常勤・パート・その他)、居宅内勤務(自営・在宅勤務) 求職(内定・活動中)、その他()
	勤 務 (予 定) 先 名 (受注先)		
	所 在 地		
	電 話 番 号	()	()
	仕 事 の 内 容		
	就 労 時 間 ・ 曜 日 ・ 日 数 ※就労(予定)証明書と 就労時間・曜日等が異なる 場合は理由を記入	____:____~____:____ (月・火・水・木・金・土・日) 1日平均____時間 週平均____日間 (理由)	____:____~____:____ (月・火・水・木・金・土・日) 1日平均____時間 週平均____日間 (理由)
	自 営 の 方	使用人 有 () 人・無	使用人 有 () 人・無
	求 職 (内 定 ・ 活 動 中) の 方	失 業 有 (年 月 日) ・ 無	失 業 有 (年 月 日) ・ 無
	産 休 育 休 中 の 方	産休・育児休業後職場復帰 年 月 日 予定	
就 労 以 外 の 状 況	出 産	出産(予定)日: 年 月 日 (母子健康手帳の写を添付)	
	心 身 障 害	障害名() 身体障害者手帳()級・愛の手帳()度・ 精神障害者保健福祉手帳()級	障害名() 身体障害者手帳()級・愛の手帳()度・ 精神障害者保健福祉手帳()級
	疾 病	病名() 診断書添付 病院名() ____年____月から通院・入院・入院予定 療養予定期間 約____か月間	病名() 診断書添付 病院名() ____年____月から通院・入院・入院予定 療養予定期間 約____か月間
	同 居 親 族 の 看 護 ・ 介 護	対象者名() 続柄() ____歳 看護・介護開始____年____月から 病名() 診断書添付 手帳 無・有(____手帳____級・度) 療養場所: 自宅・病院等(施設名) 看護・介護日数 毎日・週()日間 ____:____~____:____	
	就 学 技 能 習 得 日 本 語 学 校	学校名() ____年____月入学 ____年制の____年次在学中 受講日 週____日間 ____:____~____:____ ※入学・在学証明書、カリキュラム添付	学校名() ____年____月入学 ____年制の____年次在学中 受講日 週____日間 ____:____~____:____ ※入学・在学証明書、カリキュラム添付
	そ の 他		
希 望 す る 保 育 必 要 量	<input type="checkbox"/> 保 育 短 時 間 (基本開所時間の内、最長8時間(9:00~17:00)までの利用に対応) <input type="checkbox"/> 保 育 標 準 時 間 (基本開所時間の内、最長11時間までの利用に対応)		
延 長 保 育 の 希 望	<input type="checkbox"/> 希 望 し な い ・ <input type="checkbox"/> 希 望 す る (別途申込みが必要になります) ※ 延 長 保 育 に は 定 員 が あ る た め 、 希 望 の と お り に 利 用 で き な い 場 合 が あ り ま す 。		

家庭状況票 2

入園(転園)希望児童の状況	氏名	認定区分※	<input type="checkbox"/> 2号(満3歳以上の場合) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満の場合)		
	保育状況	1 自宅で 父・母・祖父母・() が保育している。 2 預けている。預け先 () 保育料月 _____ 円 _____ : _____ ~ _____ : _____ 週 _____ 日 3 同伴就労、その他 ()			
健康状態	1 現在、継続的に通院治療等をしていきますか? (無 ・ 有 → _____ 病院) アレルギー(アトピー性皮膚炎等)・ひきつけ・ぜん息・その他() ▶投薬・塗薬〔1日 _____ 回 → 朝・昼・夕 / 症状: _____ 〕 2 お子さんの発育面で気になることがありますか? (無 ・ 有) 運動面 () 言葉 () 生活[排泄や食事等] () 身体 () 視力について () 聴力について () 3 相談している施設はありますか? 【 無 ・ 有 】 → 子ども総合センター・保健センター・療育センター・その他() 4 手帳(障害者手帳・愛の手帳)の交付はされていますか? (無 ・ 有 → _____ 級・ _____ 度) ※「有」の場合は、手帳のコピーを添付してください。				
入園(転園)希望児童の状況	氏名	認定区分※	<input type="checkbox"/> 2号(満3歳以上の場合) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満の場合)		
	保育状況	1 自宅で 父・母・祖父母・() が保育している。 2 預けている。預け先 () 保育料月 _____ 円 _____ : _____ ~ _____ : _____ 週 _____ 日 3 同伴就労、その他 ()			
健康状態	1 現在、継続的に通院治療等をしていきますか? (無 ・ 有 → _____ 病院) アレルギー(アトピー性皮膚炎等)・ひきつけ・ぜん息・その他() ▶投薬・塗薬〔1日 _____ 回 → 朝・昼・夕 / 症状: _____ 〕 2 お子さんの発育面で気になることがありますか? (無 ・ 有) 運動面 () 言葉 () 生活[排泄や食事等] () 身体 () 視力について () 聴力について () 3 相談している施設はありますか? 【 無 ・ 有 】 → 子ども総合センター・保健センター・療育センター・その他() 4 手帳(障害者手帳・愛の手帳)の交付はされていますか? (無 ・ 有 → _____ 級・ _____ 度) ※「有」の場合は、手帳のコピーを添付してください。				
祖父母の状況	父方	祖父	年齢	住所	就労状況・健康状態
		祖母	歳		
	母方	祖父	歳		
		祖母	歳		
確認事項	◆園の送迎 送る方(父・母・他 _____) / 迎えに来る方(父・母・他 _____)				
	◆入園後の慣らし期間の対応者 父・母・他(_____)				

※ 認定区分の欄は、保育園・子ども園等の入園希望月初日に該当する区分に☑してください。

児童状況票 (年 月 日記入)

※ 3歳未満のお子さんは全ての項目を記入、3歳以上のお子さんは■印のみをご記入ください。

※ 3人以上申込みの場合は、コピーして記入してください。

■①生まれたときの体重は
②生まれたのは妊娠第何週でしたか
③保育器に入りましたか
④首がすわったのはいつ頃ですか
⑤音や声のする方を向きますか
⑥目で動くものを追いますか
⑦あやすと笑いますか
⑧ハイハイができるようになったのはいつ頃ですか
⑨ひとりずわりができるようになったのはいつ頃ですか ※「ひとりずわり」とは、支えなくてもすわれることをいいます
⑩話しはじめ（ママ・ブーブー等）はいつ頃ですか
■⑪大人の言うことがわかりますか
■⑫歩きはじめはいつ頃ですか
■⑬スプーンやフォークを使って自分で食べますか
■⑭走ることができますか
■⑮二語文（ワンワンキタ、マンマチョウダイ） などが言えますか
■⑯排泄を（した後）、言葉やしぐさで教えますか
■⑰最近受けた健康診断の結果はどうでしたか ※「指摘あり」の場合は、内容を記入してください
■⑱発達や慢性の病気で、病院や施設に通っていますか ※「はい」の場合は、病気・障害名および病院・施設名を記入してください
■⑲アレルギー・アトピー等がありますか ※「ある」の場合は、症状や除去食を記入してください アレルゲンテストの結果を提出してください
■⑳入園にあたり健康上・発達上気になることがありますか ※「ある」の場合は、内容を記入してください

申込児童氏名①			申込児童氏名②		
■現在の年齢	才	ヶ月	■現在の年齢	才	ヶ月
■現在の身長	m	cm	■現在の身長	m	cm
■現在の体重	kg	g	■現在の体重	kg	g
		g			g
		週			週
	いいえ ・ はい (日間)			いいえ ・ はい (日間)	
	() か月 ・ まだ			() か月 ・ まだ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	() か月 ・ まだ			() か月 ・ まだ	
	() か月 ・ まだ			() か月 ・ まだ	
	() か月 ・ まだ			() か月 ・ まだ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	() か月 ・ まだ			() か月 ・ まだ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	はい ・ いいえ			はい ・ いいえ	
	(月 ・ 才児健診) 良好 ・ 指摘あり			(月 ・ 才児健診) 良好 ・ 指摘あり	
	いいえ ・ はい 病気・障害名			いいえ ・ はい 病気・障害名	
	病院・施設名			病院・施設名	
	ない ・ ある			ない ・ ある	
	症状			症状	
	除去食			除去食	
	ない ・ ある			ない ・ ある	

エントリーシート（令和5年度用） ※転入予定者兼用

* 下記項目をお読みいただき、確認欄のチェック☑及び必要事項に記入の上、裏面に署名をお願いします。

		確認欄
①	利用調整の方法(指数のしくみ等)をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
②	希望園は入りたい順番・通える範囲で記入してください。(11 か所以上希望することも可能です。別紙や欄外等に記入してください。また、希望園の変更は申込締切日まで可能です)。	<input type="checkbox"/>
③	保護者のうち、新宿区に住民登録のない方(転入されない方)がいる場合、利用調整の際に不利になる場合があります。以下の項目を記入してください。 住民登録のない方が: <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> いる ⇒ 住民登録地を記入(父: _____ 母: _____)	<input type="checkbox"/>
④	入園できなかった際の対応を検討している場合は、下記にご記入ください。 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用して就労する <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する <input type="checkbox"/> 申込みを取下げ <input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/>
⑤	内定後、入園(転園)月前月中に健康診断を受けられない場合や、健康診断の結果によっては内定が取消しになる場合があります。また、入園は各月 1 日からです。途中入園はありません。	<input type="checkbox"/>
⑥	申込みの有効期間は、申込日から起算して 6 か月以内で、入園月初日が含まれている月の申込みまで有効です。有効となる最後の月の翌月入園希望での継続申込みがない場合は、引き続きの利用調整の対象にはなりません。また、4 月入園申込みは、11 月～2 月の申込みを兼ねることはありません。	<input type="checkbox"/>
⑦	入園内定を辞退した場合、翌月以降の申込みを継続しているものとみなせません。再度、入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑧	書類不備の場合は利用調整を行いません。利用調整は、申込締切日までに提出された書類によることを原則としています。申込締切日後に提出された書類は、次の利用調整に反映します。	<input type="checkbox"/>
⑨	申込み後、家庭状況(住所、家族構成、仕事の状況(退職・転職等)、妊娠・出産等)が変わった場合は、至急ご連絡ください。申込内容と事実が異なる場合や、変更が生じたにもかかわらずご連絡がない場合、内定や決定を取り消すことがあります。また、入園後に変更となった家庭状況に関する情報は、原則として保育園等と共有します。保育の必要性がなくなった場合、退園となります。	<input type="checkbox"/>
⑩	入園(転園)後の慣らし保育期間や 0 歳児クラスの保育時間、保育園等の基本開所時間をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
⑪	入園(転園)後に新宿区外へ転出した場合、継続して新宿区の保育園・子ども園に通園できるのは、原則として年度末まで、保育ルーム・家庭的保育者(保育ママ)に継続して通園できるのは、転出した月の末日までとなります。なお、入園(転園)月中に新宿区外へ転出する場合は、継続通園はできません。	<input type="checkbox"/>
⑫	保育園・子ども園、保育ルーム・事業所内保育所は完全給食です。家庭的保育者(保育ママ)を利用する場合は、食事は現品持参です。	<input type="checkbox"/>
⑬	入園(転園)後の求職や出産等による入園期間をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
⑭	ご家庭や職場に電話や訪問をして、保育を必要とする状況等を確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
⑮	虚偽の申込みをした場合は、内定・決定を無効とします。	<input type="checkbox"/>
⑯	休園は年度内に 1 回、最長 2 か月間を限度とします。ただし、休園中も保育料がかかります(保育料の日割り計算はいたしません)。お子さんが 1 か月以上入院するとき等は、保育料をいただかない場合があります。	<input type="checkbox"/>
⑰	保育料の決定方法をご確認ください。お支払いは月単位です。月の途中で退園しても、保育料は 1 か月分お支払いいただきます。また、お支払は原則として口座振替となります。	<input type="checkbox"/>
⑱	入園後、保育料の滞納がある場合は、自宅・在籍園・勤務先・祖父母等に、電話や訪問による確認を行うことがあります。また、納入期限を超えて支払った場合には、延滞金が発生することがあります。納付が困難な場合には、必ず入園・認定係にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
⑲	認証保育所等が円滑に利用されることを目的として、認可保育園・認定子ども園等の入園が決まった場合に、保護者の方の同意を得て認証保育所等にその旨を通知します。	<input type="checkbox"/>
⑳	施設・設備の状況に応じて、必要な修繕または改修工事等を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください

⑳第2子以降の出産予定 ※ 入園月(入園希望月)が出産要件に該当する場合の在籍期間等について、詳しくは「産前・産後休暇からの復職に関する申告書」をご確認ください。

出産予定月を中心に前後2か月ずつの計5か月間は、妊娠・出産要件として認定します。利用調整後に入園月(入園希望月)が妊娠・出産要件に該当することがわかった場合は、指数を再算定し、利用調整を見直します。その結果、入園内定や決定の取消しとなる場合があります。

現に就労している方で、入園月の初日に産前・産後休暇中となっていない場合は就労要件として認定します。(入園月中に産前・産後休暇を取得する場合は、その状況に応じた指数により利用調整を行います。)

出産予定の有無について、以下の項目を記入してください。

第2子以降の出産予定: なし ・ あり ⇒ 出産予定日: 年 月 日
⇒ 産前・産後休暇開始予定日: 年 月 日

㉑育児休業中の方

入園(転園)が決まった場合は、取得されている育児休業期間にかかわらず、「育児休業からの復職に関する申告書」のとおり、入園月の末日までに必ず職場復帰していただきます(勤務先との調整により入園月に復職できない場合は入園月の翌月1日まで)。元の職場に復職できない場合や規定以上の育児時間を取得される場合、復職後に継続して就労できなくなった場合は、内定取消しとなる場合があります。

㉒転園を希望する方

転園申込みの取下げができるのは、各月の申込締切日までです。希望先に転園が内定した場合、元の園に戻ることはできません(辞退はできません)。また、現在延長保育を利用している場合であっても、転園先で延長保育が利用できない場合があります。転園元から転園先にお子さんの情報を提供する場合があります。

㉓国内で課税されていない収入がある方(国外での収入や大使館勤務等)

国内で課税されていない収入がある場合は、課税されている収入とあわせて保育料を算定します。算定にあたっては、収入申告書とあわせて、課税されていない収入や控除額等を推定できる資料を提出していただき、地方税法に準じた区(市町村)民税相当額を算出します。2021年、2022年中の海外赴任歴の有無について、以下の項目を記入してください。

海外収入: なし ・ あり ⇒ 2021年中の海外赴任歴(父・母): 月 日～ 月 日
2022年中の海外赴任歴(父・母): 月 日～ 月 日

㉔障害・疾病があるお子さん、発達・発育に心配があるお子さんの入園(転園)を申込み方

「新宿区認可保育園等申込みの手引き」18ページの「障害・疾病があるお子さん、発達・発育に心配があるお子さんの入園を希望する場合」を参照し、必要な書類や内定に至るまでの流れ、入園後の保育時間(原則として9時から17時の短時間認定)についての事項について必ずご確認ください。申込みの際面談等を行いますので、必ずお子さんと一緒に窓口で申込みをしてください。また、園での受入体制に関わる場合がありますので、申込時に申告がなく、内定後に障害・疾病等の事実が確認された場合、受入れができない場合があります。お子さんの状態で気になる点がありましたら些細な点でも構いませんので正確に申告をしてください。

㉕同一世帯内に心身障害児(者)のきょうだいがいる方(在宅に限る)

利用調整にあたり、同一指数時の優先順位番号12「きょうだい数等」が適用となる場合があります。申込児童に心身障害児(者)のきょうだいがいる場合(在宅に限る)には、身体障害者手帳・愛の手帳の写しを提出してください。

各項目について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日 保護者署名 _____

申込児童名 (/ / 生), (/ / 生)

◆自由記入欄 (別紙に記入したものを添付してもかまいません)

保育園等に関する留意事項

令和4年11月改訂

※ 希望園に下記の園を含む場合は、確認欄にチェックの上、裏面に署名をお願いします。

	確認欄	
区立保育園	【弁天町保育園】 ■弁天町保育園は、外苑東通り拡幅事業に伴う施設への影響や施設の老朽化等による施設の建て替え工事のため、令和6年8月までは、新宿区立鶴巻南公園(早稲田町78)内の仮園舎で運営します。	<input type="checkbox"/>
	【富久町保育園・早稲田南町保育園分園】 ■富久町保育園は、社会福祉法人が運営する公設民営の保育園です。また、早稲田南町保育園分園は、株式会社運営する公設民営の保育園です。 ■運営事業者との契約が単年度更新であるため、翌年度以降運営事業者が変わる場合があります。	<input type="checkbox"/>
	【東五軒町保育園】 ■東五軒町保育園は、年齢により園舎を分けて保育します。	<input type="checkbox"/>
私立保育園	【新宿成子坂愛育園】 ■新宿成子坂愛育園は、隣接する東京医科大学病院の敷地内で、建物の新築工事が実施されています。(工事終了時期未定)	<input type="checkbox"/>
	【エイビイシー保育園】 ■エイビイシー保育園は、夜間保育所です。原則として、保護者が 夜間保育所の開所日に週3日以上かつ午後4時以降に5時間以上の就労等を常態としている場合 に限り、申込みが可能です。なお、入園後に夜間保育所の要件を満たさなくなった場合には、日中に開所している保育園等への転園を検討していただく必要があります。 ■年齢により園舎を分けて保育します(園舎については、入園後に園長が決定します。) 【本園】:大久保2-11-5 【分園】:大久保2-16-1	<input type="checkbox"/>
	【ニチキッズ曙橋保育園】 ■ニチキッズ曙橋保育園は、年齢により園舎を分けて保育します。 【0~2歳児】:市谷台町1-3 モテラト1F 【3~5歳児】:愛住町22 第3山田ビル1F	<input type="checkbox"/>
	【アスク神楽坂保育園】 ■アスク神楽坂保育園は、年齢により園舎を分けて保育します。 【0~1歳児】:矢来町98-1 スキップビル1F 【2~5歳児】:矢来町89-2	<input type="checkbox"/>
	【にじいろ保育園高田馬場西】 ■にじいろ保育園高田馬場西は、0歳児から3歳児クラスまでの認可保育園です。4歳児クラスに進級する場合は、接続園のにじいろ保育園高田馬場東(高田馬場1-16-26)でお子さんを保育します。	<input type="checkbox"/>
	【にじいろ保育園高田馬場南】 ■にじいろ保育園高田馬場南は、0歳児から3歳児クラスまでの認可保育園です。4歳児クラス以降の接続園はありません。	<input type="checkbox"/>
	【にじいろ保育園四ツ谷】 ■にじいろ保育園四ツ谷は、1歳児から3歳児クラスまでの認可保育園です。4歳児クラス以降の接続園はありません。	<input type="checkbox"/>
	【フロンティアキッズ曙橋】 ■フロンティアキッズ曙橋は、分園方式の保育園のため、クラス年齢により園舎が異なります。 ●1・2歳児クラス : フロンティアキッズ曙橋(河田町3-29 プラウドフラット新宿河田町1F) ●3~5歳児クラス : フロンティアキッズ曙橋分園(河田町3-16)	<input type="checkbox"/>
	【ルーチェ保育園西新宿】 ■ルーチェ保育園西新宿は、分園方式の保育園のため、クラス年齢により園舎が異なります。 ●0~2歳児クラス : ルーチェ保育園西新宿(西新宿7-18-1 TOMOEビル2F) ●3~5歳児クラス : ルーチェ保育園西新宿分園(西新宿7-18-5 VORT西新宿ビル1F)	<input type="checkbox"/>
	【ほっぺるランド新大久保】 ■ほっぺるランド新大久保は、0歳児から3歳児クラスまでの認可保育園です。4歳児クラスに進級する場合は、接続園のほっぺるランド北新宿(北新宿3-9-20)でお子さんを保育します。	<input type="checkbox"/>
	【ほっぺるランド早稲田鶴巻町】 ■ほっぺるランド早稲田鶴巻町は、0歳児から3歳児クラスまでの認可保育園です。4歳児クラスに進級する場合は、接続園のほっぺるランド神楽坂(榎町43-1 ユニゾ神楽坂ビル2・3F)でお子さんを保育します。	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください

子ども園	【区立子ども園・私立子ども園】	<ul style="list-style-type: none"> ■各区立子ども園及び私立子ども園の4・5歳児クラス(または3～5歳児クラス)は、保育園機能利用と幼稚園機能利用の入園にそれぞれ定員枠があります。入園後に利用する機能(保育園機能利用⇔幼稚園機能利用)の変更を希望する場合は、改めて申込みが必要です。 	<input type="checkbox"/>
	【おちごなかい子ども園・柏木子ども園】	<ul style="list-style-type: none"> ■おちごなかい子ども園、柏木子ども園は、年齢により園舎を分けて保育します。 ●おちごなかい子ども園 【0～2歳児】:中井1-8-12 【3～5歳児】:上落合3-1-6 ●柏木子ども園 【0～2歳児】:北新宿2-3-7 【3～5歳児】:北新宿2-11-1 	<input type="checkbox"/>
私立子ども園	【私立子ども園 共通】	<ul style="list-style-type: none"> ■入園内定後に、園と直接、入園契約を結ぶことになり、在園期間中は区と園の両方で関係書類を保管します。また、保育料は区が決定した保育料額を直接、園にお支払いいただきます。 	<input type="checkbox"/>
	【しんえい子ども園 もくもく】	<ul style="list-style-type: none"> ■しんえい子ども園 もくもくは、令和6年3月まで、擁壁改修工事を実施します。工事期間中は、園庭の使用が制限されます。 	<input type="checkbox"/>
	【富久ソラのこども園ちいさなうちゅう 分園】	<ul style="list-style-type: none"> ■富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園は、0歳児から3歳児クラスまでの認定こども園です。4歳児クラス以降の接続園はありません。 	<input type="checkbox"/>
地域型保育事業(保育園・家庭的保育者・事業所内保育所・居宅訪問型保育事業)	【地域型保育事業 共通】	<ul style="list-style-type: none"> ■各保育ルーム(えどがわ園を除く)・事業所内保育所は、3歳児クラスへの進級先として、近隣の認可保育園の中で連携施設を設定しています。そのため、2歳児クラスまでは保育ルーム等をご利用いただき、3歳児クラスからは連携先の認可保育園でお子さんを保育します。 	<input type="checkbox"/>
	【保育ルーム 共通】	<ul style="list-style-type: none"> ■保育ルームの申込みは、新宿区内在住で離乳食を完了していることが条件です。 ■土曜日保育は実施していません。 ■アレルギー対応は原則として除去食で対応します。代替食は提供していません。 ■保育料は納付書でお支払いいただきます。口座振替はご利用いただけません。 ■区の委託により、民間事業者(株式会社)が運営しています。なお、運営事業者との契約が単年度更新であるため、翌年度以降事業者が変わる場合があります。 	<input type="checkbox"/>
	【家庭的保育者(保育ママ)】	<ul style="list-style-type: none"> ■食事は現品持参です。 ■土曜日保育は実施していません。年次休暇・夏季休暇等により保育を行うことができない場合がありますが、保護者が希望する場合は、連携する区立認可保育園において代替保育を行います。 	<input type="checkbox"/>
	【事業所内保育所 共通】	<ul style="list-style-type: none"> ■入園内定後に、園と直接、入園契約を結ぶことになり、在園期間中は区と園の両方で関係書類を保管します。また、保育料は区が決定した保育料額を直接、園にお支払いいただきます。 ■事業所内保育所の従業員枠に在籍している場合、地域枠への入園申込みは受付できません。 	<input type="checkbox"/>
	【事業所内保育所:キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園・とちょう保育園】	<ul style="list-style-type: none"> ■キッズパオ防衛省市ヶ谷保育園・とちょう保育園は、土曜日保育の実施はありません。 ■運営事業者との契約状況により、翌年度以降運営事業者が変わる場合があります。 	<input type="checkbox"/>
	【居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育アニー)】	<ul style="list-style-type: none"> ■障害児訪問保育アニーは、お子さんの障害・疾患等で個別のケアを必要とし、集団保育が著しく困難であるお子さんが対象です。 ■利用内定後、事業者と直接、利用契約を結ぶことになり、利用期間中は区と事業者の両方で関係書類を保管します。また、保育料は区が決定した保育料額を直接、事業者にお支払いいただきます。 ■利用開始後、第2子以降のお子さんを出産する場合、障害児訪問保育アニーを利用できるのは「妊娠・出産」要件終了後までです。育児休業期間中はご利用いただけません。 	<input type="checkbox"/>

入園(転園)を希望する保育園・子ども園等の留意事項について確認しました。 年 月 日

保護者氏名: _____

申込児童氏名: _____ (. . 生)

_____ (. . 生)

就労証明書



新宿区長

宛

※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してください。

① 証明書発行事業所名		⑤ 証明日	西暦	年	月	日
② 証明書発行事業所住所		⑥ 記載内容の問合せ先	担当部署			
③ 証明書発行責任者氏名			担当者名			
④ 証明書発行責任者役職			電話番号	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時点を把握している情報に限る)。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄			
1	フリガナ			生年月日	年 月 日
	本人氏名				
	本人住所				

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目

2	就労状況・予定	<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産休・育休中 <input type="checkbox"/> 就労予定(転職内定含む) <input type="checkbox"/> その他 ()			
3	主な就労先事業所名 <small>※①と異なる場合は記入</small>				
4	主な就労先住所 <small>※②と異なる場合は記入</small>	通勤手段	<input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り ()		
			<input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()		

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。

5	就労形態	役員・自営業主	<input type="checkbox"/> 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) <input type="checkbox"/> 自営業主(個人事業主)							
		被用者	<input type="checkbox"/> 正規の職員・従業員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約・嘱託社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業専従者							
		その他	<input type="checkbox"/> 内職者 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	働き方	<input type="checkbox"/> 固定の労働時間制 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制 <input type="checkbox"/> フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> 事業場外労働のみなし労働時間制 <input type="checkbox"/> 裁量労働制 <input type="checkbox"/> その他 ()								
6	就労日数	一月当たり 日 ・ 一週当たり 日								
7	就労時間 <small>※休憩時間含む</small>	月	時間	分	週	時間	分	※月当たりの平均		
		日	時間	分	※月当たりの平均					
8	就労時間帯 <small>※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入</small>	時間帯①	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
		時間帯②	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
		時間帯③	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
9	就労日	時間帯①	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期							
		時間帯②	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期							
		時間帯③	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期							
		備考								
10	雇用(予定)期間等 <small>※契約締結日ではなく、就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入</small>	雇用契約状況		<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期						
		就労開始(予定)日(入社日等、働き始めた日) ～ 契約満了日(有期の場合は記載)								
		年	月	日	又は	保育所等入所次第	～	年	月	日
		満了後の更新の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(見込み) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定						
		雇用予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日						

本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。

11	直近の就労実績	年・月	i	年	月	ii	年	月	iii	年	月			
		就労日数 <small>※有給休暇含む</small>	日		日		日		日					
		労働時間 <small>※休憩・残業時間含む</small>	時間		分		時間		分		時間		分	
		残業実施日数	日		日		日		日					
		残業時間	時間		分		時間		分		時間		分	
		給与支給実績 <small>※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額(税・社会保険等の控除前金額)</small>	円		円		円		円					

育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目

12	産前・産後休業の取得(予定)期間	取得予定	年	月	日	～	年	月	日
		取得中	年	月	日	～	年	月	日
		取得済	年	月	日	～	年	月	日

13	育児休業の取得(予定)期間	根拠	<input type="checkbox"/> 法定 <input type="checkbox"/> 企業独自								
		<input type="checkbox"/> 取得予定	年	月	日	～	年	月	日		
		延長	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	任意	年	月	日	～	年	月	日
		<input type="checkbox"/> 取得中	年	月	日	～	年	月	日		
		延長	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	任意	年	月	日	～	年	月	日
		入所が内定した場合の育児休業の短縮可否			<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否						
14	復職(予定)日	年	月	日	※証明書発行事業所で育児休業等を取得中等の場合に限る						
15	育児のための短時間勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更(変更中・変更予定)	勤務体制の変更(予定)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	体制変更要因	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務制度利用 <input type="checkbox"/> 育児以外の休業からの復職による変更 <input type="checkbox"/> 雇用形態の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()						
		変更後の就労日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定								
		勤務体制の変更(予定)期間	年	月	日	～	年	月	日		
		変更後の就労時間 <small>※休憩時間含む</small>	月	時間	分	就労日数	月	日			
			日	時間	分						
		変更後の就労時間帯	時間帯①	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
時間帯②	時		分	～	時	分	(うち休憩時間 分)				
時間帯③	時		分	～	時	分	(うち休憩時間 分)				
備考											
備考											
新宿区追加項目											
本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目											
18	就労状況・予定②	単身赴任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	赴任開始日(赴任予定日)		～	赴任終了日※未定の場合は記載不要			
			赴任(予定)地		年	月	日	～	年	月	日
本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目 ※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。											
19	就労形態②	給与形態	<input type="checkbox"/> 年俸 <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他 ()			金額	円				
本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。											
21	産休・育児以外の休業の取得期間	<input type="checkbox"/> 取得中(予定) <input type="checkbox"/> 取得済	理由	<input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 ()							
		期間	年	月	日	～	年	月	日		
育児・短時間勤務制度に関する項目											
22	出産(予定)日	年	月	日							

(※事業者証明欄はここまで)

*** 記入に当たっての注意事項 ***

- この就労証明書は、利用調整等において重要な資料となりますので、勤務先の担当者が事実のとおりにご記入ください。虚偽の記載を行った場合は、不利益処分を受けることがあります。申込者本人が記入した場合には、無効になります(自営業、個人事業主の方を除く)。
- 新宿区職員が電話や訪問により就労実態を確認することがありますので、予めご了承ください。
- 修正液や消せるボールペン等の使用は認められません。
- 管理職のため残業日数等不明、産休前に母体保護(切迫早産等)のため欠勤、傷病休暇の取得等、特殊な事情がある場合は「備考」に記入ください。
- 様式及び記入要領は、新宿区ホームページよりダウンロードができます。(URL:https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file18_00002.html)

問い合わせ先:新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 03-5273-4527(直通)

就労証明書



新宿区長

宛

※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してください。

① 証明書発行事業所名		⑤ 証明日	西暦	年	月	日
② 証明書発行事業所住所		⑥ 記載内容の問合せ先	担当部署			
③ 証明書発行責任者氏名			担当者名			
④ 証明書発行責任者役職			電話番号	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時点を把握している情報に限る)。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄		
		生年月日	年	月 日
1	フリガナ			
	本人氏名			
	本人住所			

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目

2	就労状況・予定	<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産休・育休中 <input type="checkbox"/> 就労予定(転職内定含む) <input type="checkbox"/> その他 ()		
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入			
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入	通勤手段	<input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り ()	
			<input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()	

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。

5	就労形態	役員・自営業主	<input type="checkbox"/> 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) <input type="checkbox"/> 自営業主(個人事業主)									
		被用者	<input type="checkbox"/> 正規の職員・従業員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約・嘱託社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業専従者									
		その他	<input type="checkbox"/> 内職者 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()									
	働き方	<input type="checkbox"/> 固定の労働時間制 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制 <input type="checkbox"/> フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> 事業場外労働のみなし労働時間制 <input type="checkbox"/> 裁量労働制 <input type="checkbox"/> その他 ()										
6	就労日数	一月当たり	日	・ 一週当たり	日							
7	就労時間 ※休憩時間含む	月	時間	分	週	時間	分	※月当たりの平均				
		日	時間	分	※月当たりの平均							
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入	時間帯①	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)				
		時間帯②	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)				
		時間帯③	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)				
9	就労日	時間帯①	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期									
		時間帯②	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期									
		時間帯③	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期									
		備考										
10	雇用(予定)期間等 ※契約締結日ではなく、就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	雇用契約状況	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期									
		就労開始(予定)日(入社日等、働き始めた日)		～		契約満了日(有期の場合は記載)						
		年	月	日	又は	<input type="checkbox"/> 保育所等入所次第	～	年	月	日		
		満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(見込み) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		雇用予定期間		年		月	日	～	年

本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。

11	直近の就労実績	年・月	i	年	月	ii	年	月	iii	年	月
		就労日数 ※有給休暇含む	日		日		日		日		
		労働時間 ※休憩・残業時間含む	時間		分		時間		分		
		残業実施日数	日		日		日		日		
		残業時間	時間		分		時間		分		
		給与支給実績 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額(税・社会保険等の控除前金額)	円		円		円		円		

育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目

12	産前・産後休業の取得(予定)期間	<input type="checkbox"/> 取得予定	年	月	日	～	年	月	日
		<input type="checkbox"/> 取得中	年	月	日	～	年	月	日
		<input type="checkbox"/> 取得済	年	月	日	～	年	月	日

13	育児休業の取得(予定)期間	根拠	<input type="checkbox"/> 法定 <input type="checkbox"/> 企業独自								
		<input type="checkbox"/> 取得予定	年	月	日	～	年	月	日		
		延長	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	任意	年	月	日	～	年	月	日
		<input type="checkbox"/> 取得中	年	月	日	～	年	月	日		
		延長	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	任意	年	月	日	～	年	月	日
		入所が内定した場合の育児休業の短縮可否			<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否						
14	復職(予定)日	年	月	日	※証明書発行事業所で育児休業等を取得中等の場合に限る						
15	育児のための短時間勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更(変更中・変更予定)	勤務体制の変更(予定)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	体制変更要因	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務制度利用 <input type="checkbox"/> 育児以外の休業からの復職による変更 <input type="checkbox"/> 雇用形態の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()						
		変更後の就労日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定								
		勤務体制の変更(予定)期間	年	月	日	～	年	月	日		
		変更後の就労時間	月	時間	分	就労日数	月	日			
		変更後の就労時間帯	時間帯①	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
			時間帯②	時	分	～	時	分	(うち休憩時間 分)		
時間帯③	時		分	～	時	分	(うち休憩時間 分)				
備考											
備考											
新宿区追加項目											
本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目											
18	就労状況・予定②	単身赴任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	赴任開始日(赴任予定日)	～	赴任終了日	※未定の場合は記載不要			
			赴任(予定)地	年	月	日	～	年	月	日	
本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目 ※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。											
19	就労形態②	給与形態	<input type="checkbox"/> 年俸 <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他 ()			金額	円				
本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。											
21	産休・育児以外の休業の取得期間	<input type="checkbox"/> 取得中(予定) <input type="checkbox"/> 取得済	理由	<input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 ()							
		期間	年	月	日	～	年	月	日		
育児・短時間勤務制度に関する項目											
22	出産(予定)日	年	月	日							

(※事業者証明欄はここまで)

*** 記入に当たっての注意事項 ***

- この就労証明書は、利用調整等において重要な資料となりますので、勤務先の担当者が事実のとおりにご記入ください。虚偽の記載を行った場合は、不利益処分を受けることがあります。申込者本人が記入した場合には、無効となります(自営業、個人事業主の方を除く)。
- 新宿区職員が電話や訪問により就労実態を確認することがありますので、予めご了承ください。
- 修正液や消せるボールペン等の使用は認められません。
- 管理職のため残業日数等不明、産休前に母体保護(切迫早産等)のため欠勤、傷病休暇の取得等、特殊な事情がある場合は「備考」に記入ください。
- 様式及び記入要領は、新宿区ホームページよりダウンロードができます。(URL:https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file18_00002.html)

問い合わせ先:新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係 03-5273-4527(直通)

保護者記入欄（必ず記入） ※1枚できょうだい同時の申込み（継続申請）ができます。

申込(左園)児童氏名 第1希望園(右園)名

自営業者・在宅勤務者・本人又は親族が経営する会社に勤務している者・同伴就労者用
 ※この申告書は保護者本人が記入してください。
 ※保護者1名につき1部必要になります。2名提出が必要な場合は、裏面を使用してください

就 労 状 況 申 告 書

新宿区長 宛て

年 月 日

就労者氏名

就労状況について、次のとおり申告します。

事業形態 (○印を記入)	①本人が経営 ②配偶者が経営 ③親族が経営 ④その他(同伴就労中)
業種及び仕事の内容 (具体的に記入)	
就労時間中に行う 家事・育児等の状況 (時間と○印を記入)	①就労時間中に行っている家事・育児の内訳 掃除(分)・洗濯(分)・料理(分)・買物(分)・休憩(分) ・育児(分:子の年齢 歳 か月)・その他: (分) 合計1日()時間()分
所得税等に関する申告 (○印を記入)	①確定申告予定である又はしている ②源泉徴収されている ③住民税申告予定である又はしている

【1日の就労状況表】仕事をしている日の平均的な状況を具体的(就労・家事・育児・休憩時間等)に【現状】欄に記入してください。

また、現状と入園後の状況が異なる場合は、【現状】欄と【入園後】欄をそれぞれ記入してください。

【現状】

	記入例	月	火	水	木	金	土
7時							
8時							
9時	同伴 就労						
10時	育児 授乳						
11時	同伴 就労						
12時							
13時	育児 休憩						
14時							
15時	同伴 就労						
16時	育児 家事						
17時							
18時	同伴 就労						
19時							
20時							
21時							
22時							

【入園後】

	記入例	月	火	水	木	金	土
7時							
8時							
9時							
10時	就労						
11時							
12時	休憩						
13時							
14時							
15時							
16時	就労						
17時							
18時							
19時							
20時							
21時							
22時							

※ 就労状況申告書のほか、①就労証明書、②資格を示すもの(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書等の写し)、③仕事の内容、仕事量が分かるもの(パンフレットや受注表、請求書等の写し)、④仕事の実績がわかるもの(源泉徴収票や保護者の確定申告書(控)の写し等)を併せてご提出ください。

保護者記入欄（必ず記入） ※1枚できょうだい同時の申込み（継続申請）ができます。
 申込（左園）児童氏名 第1希望園（左園）名

自営業者・在宅勤務者・本人又は親族が
 経営する会社に勤務している者・同伴就労者用
 ※この申告書は保護者本人が記入してください。

就 労 状 況 申 告 書

新宿区長 宛て

年 月 日

就労者氏名

就労状況について、次のとおり申告します。

事業形態 (○印を記入)	①本人が経営 ②配偶者が経営 ③親族が経営 ④その他（同伴就労中）
業種および仕事の内容 (具体的に記入)	
就労時間中に行う 家事・育児等の状況 (時間と○印を記入)	①就労時間中に行っている家事・育児の内訳 掃除（ 分）・洗濯（ 分）・料理（ 分）・買物（ 分）・休憩（ 分） ・育児（ 分：子の年齢 歳 か月）・その他：（ 分） 合計1日（ ）時間（ ）分 ----- ②就労時間中に家事・育児は行っていない
所得税等に関する申告 (○印を記入)	①確定申告予定である又はしている ②源泉徴収されている ③住民税申告予定である又はしている

【1日の就労状況表】仕事をしている日の平均的な状況を具体的(就労・家事・育児・休憩時間等)に【現状】欄に記入してください。

また、現状と入園後の状況が異なる場合は、【現状】欄と【入園後】欄をそれぞれ記入してください。

【現状】

【入園後】

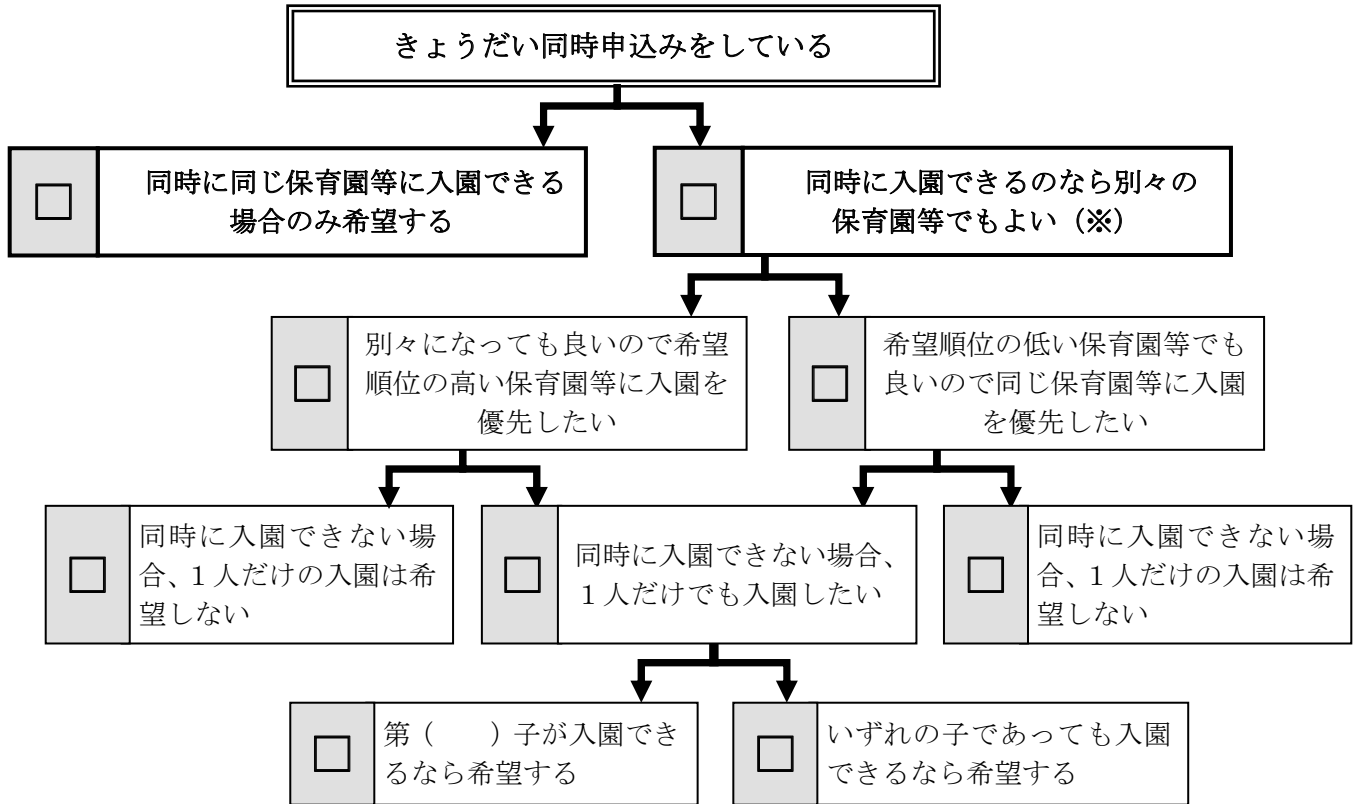
記入例	月	火	水	木	金	土
7時						
8時						
9時						
10時						
11時						
12時						
13時						
14時						
15時						
16時						
17時						
18時						
19時						
20時						
21時						
22時						

記入例	月	火	水	木	金	土
7時						
8時						
9時						
10時						
11時						
12時						
13時						
14時						
15時						
16時						
17時						
18時						
19時						
20時						
21時						
22時						

※ 就労状況申告書のほか、①就労証明書、②資格を示すもの(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書等の写し)、③仕事の内容、仕事量が分かるもの(パンフレットや受注表、請求書等の写し)、④仕事の実績がわかるもの(源泉徴収票や保護者の確定申告書(控)の写し等)を併せてご提出ください。

きょうだい同時申込みに関する申告書

きょうだい同時申込みの場合は、保護者の希望する組合せ(同時同園のみ希望や特定の組合せ等)に沿って利用調整を行います。希望する保育園等の数によって、組合せが多数想定されます。下記のフローチャートに沿って希望する項目にチェック☑を入れ、具体的な組合せ希望がある場合は記入してください。



※ 「同時に入園できるのなら別々の保育園等でもよい」以下を選択した場合

下記に希望の組合せを記載してください。書き切れない場合や3人以上申込みの場合は、別途組合せ表を作成してください。園名は略称で構いません。「大久保第一保育園」→「大一」など

児童名(クラス)	1希望	2希望	3希望	4希望	5希望	6希望	7希望	8希望	9希望
()									
()									
児童名(クラス)	10希望	11希望	12希望	13希望	14希望	15希望	16希望	17希望	18希望
()									
()									

(記入例)きょうだい2人がA園・B園・C園の順に希望する場合

児童名(クラス)	1希望	2希望	3希望	4希望	5希望	6希望	7希望	8希望	9希望
タロウ(3)	同時 同園	A園	A園	B園	B園	C園	C園	A園	B園
ジロウ(1)		B園	C園	A園	C園	A園	B園	—	—

きょうだい同時申込みにあたり、上記のとおり希望します。

年 月 日

保護者氏名

申込児童名 (/ / 生), (/ / 生)

求職活動・妊娠・出産要件に関する申告書

【1】求職活動・妊娠・出産要件に該当する保護者

氏名	保育を必要とする事由※ <input type="checkbox"/> 内のいずれかに○印を記入		
	求職要件で申込む	<input type="checkbox"/>	→【2】へ進む
	妊娠・出産要件（出産予定・出産後）で申込む	<input type="checkbox"/>	→【3】へ進む

【2】求職要件で申込む場合

私は、就労することを希望しているため、求職活動を事由とする要件で保育施設・地域型保育事業への入園を申込みます。

つきましては、現在の求職活動状況について、次のとおり申告します。

※ 求職活動を事由とする認定の期間は、最長で3か月間です。3か月以内に就労を始め、かつ「家庭状況等変更届」及び「就労証明書」等の就労状況を確認できる書類の提出があった場合には、認定の事由を求職活動から就労へ変更認定を行います。なお、保育課指定の期日までに書類の提出がなく、変更認定が行えなかった場合、認可保育園、認定こども園又は地域型保育事業は退園していただきます。

希望する就労状況：週____日間、1日につき____時間程度の就労
 ※（参考）最低要件：月48時間以上の労働

【求職活動の状況】該当する項目にチェックの上、必要書類を添付してください。

ハローワークに登録して活動している
⇒ハローワークカード（写）を添付

派遣会社に登録して活動している
⇒派遣登録証（写）を添付

インターネットの求人サイトや求人情報誌を利用し活動している
⇒登録状況・活動状況の分かる書類を添付

その他（ _____ ）

記入日 年 月 日	求職活動を行う保護者氏名	→【4】へ進む
--------------	--------------	---------

【3】妊娠・出産要件で申込む場合

私は（ _____ 年 _____ 月）に（出産予定である ・ 出産した）ため、妊娠・出産要件で保育施設・地域型保育事業の入園を申込みます。

※ 妊娠・出産を事由とする認定の期間は、出産予定月を中心に前後2か月間（最長5か月間）です。出産が早まったり、遅れた場合には、実際の出産日に基づいて、認定の期間を変更します。実際の出産日に基づく認定の期間が終了した場合には、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業は退園となります。

記入日 年 月 日	母 氏名	→【4】へ進む
--------------	------	---------

【4】同意書 ※【1】で記名以外の保護者（ひとり親家庭は記入不要です）

上記の申告に同意します。

記入日 年 月 日	氏名
--------------	----

入園を希望するお子さん（複数の場合は、上のお子さん）

住所	児童氏名（フリガナ）	生年月日	第1希望園名
新宿区 町 丁目		年 月 日	園

入園月(入園希望月)に、育児休業から在職中の職場に復職し、就労を継続される方は、【注意事項】をお読みいただき、以下の申告書をご記入の上、入園申込書類と併せてご提出ください。

育児休業からの復職に関する申告書

新宿区長宛て

住所 新宿区

第一希望園名

フリガナ
(申込児童氏名) (年 月 日生) の保育施設・

地域型保育事業の入園が決定した場合は、^{注意事項(2)}入園月の末日までに、育児休業を終了して

^{注意事項(3)}復職し、「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

在職中の職場に復職しない場合 または 「復職証明書」を提出しない場合は、保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消し または 退園となることに異議はありません。

年 月 日

(育児休業取得中または取得予定の保護者) 保護者氏名 (父・母)

保護者氏名 (父・母)

【注意事項】

- (1) 入園の利用調整は、申込締切時の入園月初日の状況による指数で行いますが、上記の申告により、「復職すること」を要件として、入園月初日から「就労」により保育が必要である方の指数で利用調整を行います。
- (2) 入園月の初日が復職日であることを前提として利用調整を行いますが、「慣らし保育」に対応するために、復職日を入園月の初日ではなく遅らせたい方については、入園月の末日まで(勤務先との調整により入園月に復職できない事由がある場合は入園月の翌月1日まで)とすることを認めています。「慣らし保育」を行う入園月の保育料は、通常月のとおり、月額で納付いただきます。
- (3) 「復職」とは、育児休業を取得している在職中である職場に、育児休業取得前と同じ雇用条件(就労日数・就労時間など)で復職(派遣会社で就労していた方は同じ派遣元に復職)して、就労を開始することです。
- (4) 復職後に「育児短時間」等を取得する場合は、就労日数に変更なく、1日あたり2時間以内の取得であれば、「育児短時間」等の取得前の就労状況で指数を算定します。入園内定後または入園後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間超の「育児短時間」の取得が判明した場合は、短縮された就労日数・時間により、改めて利用調整を行います。その結果、入園の内定・決定が取消しまたは退園となる場合があります。

出産予定月を中心に前後2か月間の計5か月間は、妊娠・出産要件として認定します。
【注意事項】をお読みいただき、以下の申告書をご記入の上、入園申込書類と併せてご提出ください。

産前・産後休暇からの復職に関する申告書

新宿区長宛て

住所 新宿区 _____

第一希望園名 _____

フリガナ
(申込児童氏名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) の保育施設・

地域型保育事業の入園が決定した場合は、**産前・産後休暇終了後、すみやかに復職し、**これに伴う「復職証明書」を復職後2週間以内に提出します。

また、**理由に関わらず復職できない場合、復職証明書を上記期限内に提出できない場合、又は復職せずに育児休業を取得する場合は、**保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消し、又は退園となることに異議はありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(産前産後休暇中、又は取得予定の)

保護者氏名 _____ (母)

保護者氏名 _____ (父)

【注意事項】

- (1) 出産予定月を中心に前後2か月間の計5か月間は、妊娠・出産要件として認定を行います(5月が出産月の場合は、3月から7月末までが妊娠・出産要件)。保育施設・地域型保育事業については、上記の申告に基づいて入園後に就労が継続することを前提に利用調整を行っています。そのため、入園月の初日が産前・産後休暇中に該当する方で、産後休暇終了後に育児休業を取得される場合は、妊娠・出産要件終了後に退園となります。
- (2) 復職とは、産前・産後休暇を取得している勤務先に、**産前・産後休暇前と同じ条件(雇用形態・就労日数・就労時間など)で復職して就労すること**を意味します。なお、派遣社員として就労している場合は、派遣元を変えずに、同じ派遣先もしくは別の派遣先で就労していただきます。
- (3) 復職後に育児短時間等を取得する場合、就労日数は変わらずに1日あたり2時間以内の取得であれば、育児短時間等の取得前の就労状況で指数を算定します。入園内定後または入園後に就労日数を短縮していること、1日あたり2時間を超えて取得していることが分かった場合は、取得後の就労状況で改めて利用調整を行います。その結果、保育施設・地域型保育事業への入園の内定・決定が取消しまたは退園となる場合があります。

個人番号(マイナンバー)の提供について

新規で認可保育園・認定こども園等の入園申込みをする場合、下表のとおり①保護者及び申込児童の個人番号(マイナンバー)の記入と、②本人確認(身元確認)及び個人番号(マイナンバー)の確認をすることができる書類の提示(窓口での申込みの場合)または写しの提出(郵送による申込みの場合)が必要です*。

なお、『前回申込みの有効期間切れにともなう再申込み』、『転園申込み』の場合は、改めて個人番号(マイナンバー)を提供していただく必要はありません(本書類の提出は不要です)。

※ご提供いただいた個人番号(マイナンバー)により、保育料の算定等の際に必要な応じて区が保有する特別区民税の課税状況、生活保護等、児童扶養手当の受給情報又は障害者関係情報を確認します。また、新宿区外にお住まいだった場合は、他市区町村に当該情報の照会を行います。

※個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、担当課の職員が職権により個人番号(マイナンバー)を確認します。

記入年月日	年 月 日					
	氏 名			生 年 月 日		
保護者				年 月 日		
個人番号(マイナンバー)						
保護者				年 月 日		
個人番号(マイナンバー)						
申込児童				年 月 日		
個人番号(マイナンバー)						
申込児童				年 月 日		
個人番号(マイナンバー)						
申込児童				年 月 日		
個人番号(マイナンバー)						

【本人(身元)確認・番号確認の書類について】

本人(身元)確認書類※1 ①, ②のいずれか一方	①	【顔写真付証明書】 1種ご用意ください	例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、在留カード等
	②	【顔写真無証明書】 2種ご用意ください	例) 健康保険証(※2)、後期高齢者医療被保険者証(※2)、介護保険被保険者証、基礎年金番号通知書(国民年金手帳)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等
番号確認書類 ※3		1種ご用意ください	例) マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

※1 申請保護者のうち、父母のいずれか一方の本人確認(身元確認)ができる書類をご用意ください。

※2 郵送による申込みの際に本人(身元)確認の書類として健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の写しを添付する場合は、被保険者番号・記号・保険者番号を隠したものをご用意ください。

※3 保護者及び入園を希望するお子さんの番号確認書類をご用意ください。

保 育 受 託 証 明 書

保育受託施設名
(代表者氏名)
所在地(住所)
電話番号

(児童名) _____ (年 月 日生) を、下記により保育していることを証明します。

記

1 保育施設等の種類(該当する項目に☑してください)

- 認証保育所 ベビーホテル 企業主導型保育所 (従業員枠 ・ 地域枠)
 幼稚園 その他(_____)

2 保育受託期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

3 保 育 時 間 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

4 保育受託曜日 ※預かっている日に○印をしてください

毎日 / 月・火・水・木・金・土・日

5 保 育 場 所 ※①～③のいずれかに○印をしてください

- ① 保育施設 施設名 _____
② 保育受託者自宅
③ 児童自宅
④ その他 (具体的に) _____

6 保 育 料 ※①～③のいずれかに○印をしてください

- ① 単 価 契 約 による実績
1 時間単価 ¥ _____
1 日 単 価 ¥ _____
② 月単位契約による定額 ¥ _____
③ 無償 理由: _____

保護者記入欄 ※申込児童の保護者はこの欄内のみ記入してください

保護者氏名 _____ 住所 _____

第1希望園名 _____ 園

入園（転園）申込みの提出書類チェックシート

- 申込みを行う場合は、必ず提出書類、記載漏れの有無等の確認を行ってください。記載漏れや不足書類により、指数の減算となる場合や書類不備（書類不備の場合は利用調整の対象にならないため、不承諾の決定はできません。）となる場合があります。
- 各書類についての詳細は、「新宿区認可保育園等申込みの手引き」をご覧ください。必要書類でご不明な点等ありましたら、申込み手続きを行う前に、必ず保育課入園・認定係にお問い合わせください。（直通：03-5273-4527）
- ご提出いただいた必要書類以外にも、別途書類をお願いする場合があります。予めご了承ください。
- 普通郵便をご利用の方で電話による到着の確認を行う場合は、投函した日から3日後以降にご連絡ください。

1. 全ての方が必要な書類（1世帯につき1部を提出）

必要書類	✓欄	必要書類	✓欄	必要書類	✓欄	必要書類	✓欄
入園（転園）申込書		児童状況票		個人番号の提供について		入園（転園）提出書類チェックシート（本紙）	
家庭状況票 1		エントリーシート（令和5年度用）		本人（身元）が確認できる書類		受け付け控えの送付先住所地を記載した返信用の封筒（郵送の場合）	
家庭状況票 2		保育園等に関する留意事項		個人番号が確認できる書類			

2. 保育の必要性を確認できる書類（父母分それぞれ該当するものを提出）

保護者の状況		必要書類	✓欄		保護者の状況	必要書類	✓欄	
			父	母			父	母
就労	① 被雇用者	就労証明書			出産前後	求職活動・妊娠・出産要件に関する申告書		
	② 自営業 フリーランス 会社経営 親族経営の会社 での被雇用者	就労証明書				母子健康手帳の写し ※表紙と分娩予定日のページ		
		就労状況申告書			疾病・負傷 心身障害	診断書（区様式：保護者用）		
		仕事の資格を示す書類の写し ※開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書等				精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、愛の手帳の写し		
	仕事の内容・仕事量が確認できる書類の写し ※業務委託契約書、請求書、受注表、会社等のパンフレット、会社のホームページ			同居親族の 介護・看護	介護に関する申告書			
	仕事の実績が確認できる書類の写し ※源泉徴収票、就労者の確定申告書一式（控え）、起業直後ですけれども提出ができない場合は、直近2か月分の売上げや給与明細をご用意ください。				診断書（区様式：介護用）			
求職活動	就労内定	就労証明書 ※上記就労②に当たる就労内定の場合は、就労状況申告書等も必要です。			就学・技能習得	在学証明書		
	求職活動中	求職活動・妊娠・出産要件に関する申告書 求職活動の状況が確認できる書類の写し ※ハローワークカード、派遣登録証、就活サイトの会員情報のページ等				カリキュラム表の写し 在学中（入学予定）の学校のパンフレット		

3. 状況により必要となる書類（該当するものがある場合に提出）

保護者・世帯の状況	必要書類	✓欄	保護者・世帯の状況	必要書類	✓欄
育児休業取得中の場合	育児休業からの復職に関する申告書 ※入園（転園）月中の復職が必要です。		転職後間もない場合	転職前の給与明細書の写し ※前職の退職日から間を空けずに転職をしている場合で、添付された就労証明書の就労実績の欄が空白の場合は、転職前の給与明細書の写しが必要です。	
入園希望月を中心とした前後2か月以内に第2子以降の出産を予定している場合	産前・産後休暇からの復職に関する申告書 母子健康手帳の写し ※表紙と分娩予定日のページ			申込児童を認可外保育施設や知人等に預けている場合	保育受託証明書
シフト・交代型勤務の場合	直近2か月分のシフト表		障害・疾病がある、 発達・発育に心配がある お子さんの場合	子どもの状況、診断書（児童用）、身体障害者手帳の写し、母子健康手帳の写し等、お子さんの状況が確認できる書類 ※2,500g以下で出生した場合や発達の状況確認が必要な場合にも、母子健康手帳の写しの提出をお願いします。 ※来庁による申込みとなります。	
在宅勤務・同伴就労をしている場合	就労状況申告書			生活保護を受けている場合	保護受給証明書の写し
保育士優先入園にかかる加点等の適用を希望する場合	保育士証の写し 「保育士」に関する申告書		きょうだい同時申込みの場合	きょうだい同時申込みに関する申告書	
出産前仮申込みをする場合（4月入園申込みのみ受付）	出産前仮申込みに関する確認書 母子健康手帳の写し ※表紙と分娩予定日のページ		海外収入がある場合	年間収入申告書※以下の書類を添付 令和5年4月から8月までの申込み 令和3年中の収入額・控除額等がわかる書類 令和5年9月から翌年2月までの申込み 令和4年中の収入額・控除額等がわかる書類	
ひとり親世帯の場合	ひとり親世帯の状況申告書 ※離婚前提の別居中の場合も必要です。			新宿区に転入予定がある場合	転入に関する申告書
世帯の生計中心者が失業した場合	離職票、離職証明書、雇用保険受給資格証の写し		転入先住所地等が確認できる証明書類 ① 売買契約書や賃貸契約書の写し ※契約者名、住所地、引渡日が確認できる書類 ② 同居・居住同意書 ※新宿区に在るの祖父父母宅等に同居・居住する場合にご用意ください。		
外国籍の場合	在留資格を証明する書類の写し ※在留カード（表裏）の写しをご用意ください。就労できない在留資格（家族滞在や就学等）の場合は、「資格外活動許可書」の写しが必要です。				
祖父母が65歳未満で、同居・近隣在住の場合	就労証明書や診断書（保護者用）等、祖父母の就労状況や健康状態が確認できる書類				

4. その他同封書類

入園（転園）申込みに係る変更届

_____年 ____月 ____日

新宿区長宛て

住 所 新宿区 _____ 町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号

保護者氏名 _____

児 童 氏 名 _____ (_____ 生)

(現在申込中の第1希望園は、_____園です)

上記の児童について、先に保育園、子ども園、保育ルーム、事業所内保育所の入園(転園)の申込みをしましたが、下記のとおり変更します(該当の番号を○で囲んでください)。

1. 先に提出した_____月入園(転園)申込みを取下げます。

理由：_____

※転園申込みの取下げを受付けすることができるのは、転園希望月の申込締切日までです。

2. 入園(転園)希望月を _____ 月に変更します。

理由：_____

3. 次のとおり _____ 月から希望園を変更します(変更後の希望園を全て記入してください)。

第1希望 _____ 園 第2希望 _____ 園

第3希望 _____ 園 第4希望 _____ 園

第5希望以下 _____

4. 内定園への入園を辞退します。

理由：_____

※入園内定を辞退した場合、翌月以降の申込みを継続しているものとみなせません。再度、保育園・子ども園等の入園を希望する場合は、改めて入園申込書等の一式の提出が必要です。

5. その他(具体的にご記入ください)

【提出先・問い合わせ先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1
新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係(区役所本庁舎 2階 14番窓口)
電 話：03-5273-4527(直通) F A X：03-3209-2795

新宿区認可保育園等申込みの手引き 令和5年度版

印刷物作成番号 2022 - 6 - 3022

令和4年11月発行

編集・発行 新宿区子ども家庭部保育課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 03-5273-4527 (直通)

FAX 03-3209-2795

※この印刷物は、業者委託により5,200部印刷・製本しています。その経費として、1部あたり187円(税込)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費などは含んでいません。

